

第37回平成23年6月与謝野町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成23年6月14日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時37分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	12番	多田正成
3番	有吉正	13番	赤松孝一
4番	杉上忠義	14番	糸井満雄
5番	塩見晋	15番	勢旗毅
6番	宮崎有平	16番	今田博文
7番	伊藤幸男	17番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	18番	井田義之
9番	家城功		

2. 欠席議員（1名）

11番 小林庸夫

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長補佐	山添 雅男
会計室長	宇野 準一	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 4 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

(質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 4 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

(質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 4 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 2 年度与謝野町一般会計補正予算（第 7 号））

(質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 4 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 2 年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第 6 号））

(質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 4 9 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 2 年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第 5 号））

(質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 5 0 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 2 年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号））

(質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 5 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 2 年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号））

(質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 5 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 2 年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））

(質疑～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 6 2 号 | 与謝野町税条例の一部改正について

(質疑～表決) |
| 日程第 1 0 | 議案第 6 3 号 | 与謝野町産業振興事業貸付基金条例の制定について

(質疑～表決) |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 4 号 | 京都地方税機構規約変更に関する協議について

(質疑～表決) |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 6 号 | 与謝野町大豆・米乾燥調製施設の指定管理者の指定期間の変更について

(質疑～表決) |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 7 号 | 与謝野町大豆・米乾燥調製施設の指定管理者の指定について

(質疑～表決) |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 8 号 | 統合簡水加悦上水道送配水管布設（1 工区）工事請負契約の締結について |

			(質疑～表決)
日程第 1 5	議案第 6 9 号	統合簡水加悦上水道送配水管布設 (2 工区) 工事請負契約の締結について	
			(質疑～表決)
日程第 1 6	議案第 7 0 号	統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設 (浄水設備その 2) 工事請負契約の締結について	
			(質疑～表決)
日程第 1 7	議案第 7 1 号	三河内簡易水道三河内配水施設新設工事請負契約の締結について	
			(質疑～表決)
追加日程第 1	議案第 7 8 号	平成 2 3 年度与謝野町一般会計補正予算 (第 2 号)	
			(提案理由説明)
追加日程第 2	議案第 7 9 号	与謝野町財産区管理委員の選任について	
			(提案理由説明～表決)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

きょうは、さわやかな1日になりましたけれども、暑かったり、涼しくなったり、体調を整えるのに大変な時期であります。皆さん、十分気をつけて頑張っていたいただきたいと思います。

本日から、いよいよ6月定例会の本格的な議案審議ということですが、改めて皆さん方をお願いをしておきます。

本日以降の議案につきましては、10分以内、2回までということになっておりますので、簡潔なわかりやすい質問、答弁をよろしく願いをいたします。

なお、本日の、この後、日程ですけれども、昼休みに午後1時から議会運営委員会を開催をしていただきます。

なお、追加議案が予定されておりますので、その追加議案につきましては、5時前ぐらいにやらせていただきたいなど、適当なちょうど切りがついた時間にやらせていただきたいというふうに思いますし、その後、委員会が予定されておりますが、これにつきましては、時間が延長することがあっても、5時以降の委員会になってもご了解はお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、欠席の届け等について報告をしておきます。

小林議員から欠席の届けが参っております。

吉田水道課長が欠席で、山添水道課長補佐が出席をいたしております。

なお、教育委委員会の和田教育次長が、ちょっと遅刻をするということで、予定といたしましては、10時半ごろには出席できるだろうということでありますので、ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第45号、専決処分の承認を求めることについて(与謝野町国民健康保険条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認め、これより採決を行います。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第45号、専決処分の承認を求めることについて(与謝野町国民健康保険条例の一部を改正する条例)は、承認することに決定しました。

次に、日程第2 議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（与謝野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、保険税条例の一部を改正する条例につきまして、1、2点質問をしたいと思います。

ここ3年ほどですね、急激な所得の落ち込みを来しているというふうにお聞きをしておるわけですが、どのぐらいほどですね、この3年ほどで減少していると、どういうふうに課長のほうではつかんでいらっしゃいますか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） おはようございます。議員のご質問にお答えいたします。

ここ近年、国民健康保険税を賦課させていただくに当たりまして、基準所得を把握しております。議員おっしゃいますように、ここ近年、被保険者の基準所得が減少しております。

ちなみに、数年の数字を報告させていただきますと、平成20年度からの数字を把握しておりますが、20年度から21年度につきまして3億1,600万円でございます。21年度から22年度におきましては5億400万円の減少でございます。それから、23年度、今年度ですが、先ごろ賦課をさせていただきました。そういった中で22年度、23年度の基準所得といたしましては、総額で205万円という落ち込みです。すなわち昨年、一昨年、3億1,600万円、また、5億400万円落ち込んでおるわけですが、今年度につきましては、前年度と比較して、トータルで205万円の落ち込みということでございます。

議長（井田義之） 15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そうしますと、課長、今回の改正ですね、世帯当たり1万1,841円ですか。そういう予定だとお聞きをされているんですが、22年度の、この今の数字を聞きますと、実際に概算の調定はされたと思うんですけどね、それで見ますと、私が、ちょっと担当課で思っていたよりも、税そのものがふえるのではないかと、こういうように思います。そこはどうですか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

22年度の賦課、それから23年度の、このたびの賦課で、調定ベースで申し上げたいと思います。

22年度に、当初賦課の段階におきましては5億7,060万円の調定額でございます。23年度におきましては6億1,780万円の調定額となっております。差し引きいたしますと、4,720万円からの増ということになります。これにつきましては、先般の議会等でも大変厳しい国保の運営状況を報告させていただいております。そういった中で、赤字補てんをしていくには、どうしていくんだというふうな方針から、一定のご負担を国保の被保険者の方にもお世話いただきたいということから税率改正をさせていただきました。そういった中で4,700万円からの調定増というふうなことで、23年度の当初予算で見させていただいておる数字は、ほぼ

数字上では今の段階で確保できたのではないかというふうに思っております。

議長（井田義之） 15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そうしますと課長、現在のですね、いわゆる応能応益比率が50対50ということなんですが、この割合が、この数字になった段階では若干かわるということは考えられないかと、これ1点と。

それから、国は45から55の間というふうに定めているわけで、いわゆる2割軽減の関係があると思うんですが、その場合、今、国は基準日をいつに置いているのか、ここのところお願いします。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

応能応益割につきましては、22年度の当時ですが、従来、税率改正を行わずにきておった段階では、応能割が45.61、応益割が54.39ということで、バランスが崩れている状態でした。

23年度、今年度の賦課につきましては、応能割が49.47、応益割が50.53ということで、50対50に近づいてきているということでございます。

それで、議員おっしゃいますように、この50対50に必ずしなければならないというふうな法律の規制については、緩和されているわけなんです、従来から限りなくといいますか、50対50に近づけるという方針で賦課をしておりますので、こういった形で、その改正につきましても、応能割が下がっているのを50に近づけるという形で税率改正も所得割の率を引き上げる。そのかわり均等割、平等割については極力引き上げないという形で税の確保をさせていただいております。それと、賦課期日につきましては、4月1日ということでございます。

議長（井田義之） 15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、課長もう1点だけ質問します。

実はですね、きのう私のほうへ連絡をいただいた方がございまして、この国民健康保険税の引き上げを行いましたという通知が皆、それぞれいってますね。これはこれなんです、この中で、実は、この医療費の状況、過去5年間の一人当たりという、折れ線で表示がされておるのですが、これが、この折れ線が実際よりも高く表示されているのではないかという方がございましてね、私もちょっと調べてみたら、昨年、保険税の通知を出していらっしゃるのを見るとですね、この数字とは若干、この折れ線が、私の方へおいでになった方のご指摘のように、ちょっと高いのではないかと思ってるんですが、ここは、これは違わないといつてよろしいでしょうか。

例えばね、どういうことかと言いますと、18年度、20年度で見ますとね、昨年の通知に入れているのを見ると、その方が持ってみえた26万1,696円というのがですね、一人当たりの医療費となってるんですよ。ところが、この折れ線では、もうはるかに26万円を突き破って、27万円にきてるという気がするんですけどね、ここどの年度も若干そういうことがあるのではないかと、ほかに何かそういう要因があるのかどうか、そこのところお願いします。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えしたいと思います。

このたびの賦課通知の中に、議員、申されますように、黄色の税率改正のお知らせとともに、

過去の医療費等の推移を上げさせていただいております。

そういった中で、私自身ちょっとどの数字を、どこの統計から引っ張り出してきたところまで、ちょっと承知しておりませんので、後ほど、どこの出典の数字をここで使っているというふうなことで、ご報告させていただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） これはまた調べていただいたらいいんですが、その方がおっしゃるのは、21年度の通知があるんですね、ここに。このときには数字が書いてあるんですよ、一人当たりの数字が、それと合わせると、どうもこの折れ線はですね、医療費が高いということを強調し過ぎてあるんじゃないかというふうにおっしゃるんで、私もちょっと調べてみましたら、そういうこともあるかもわからんなと思いましたんで、一つ担当課で、課長のほうで十分お調べいただいて、また後ほどご報告いただきたいと思います。終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第46号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第3 議案第47号、専決処分の承認を求めることについて（平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

16番、今田議員。

16番（今田博文） それでは、一般会計補正（第7号）について質問します。

この提案理由の中に、平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したと。同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めると、こうあるんですが、179条の1項、あるいは同第3条というのはどういう条文ですか。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

条文そのものが、ちょっと今、出てきませんけれども、趣旨としましては、3月31日付で専決処分、補正予算の専決処分を行わせていただきましたので、それについて、5月31日まで

の決算期までに補正予算を組んだ場合は、直ちに報告をしなければならないというような趣旨が定めてございますので、今回、それをさせていただいたということでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 今、かいつまんで説明をしていただきましたけれども、179条ですね、普通地方公共団体の議会が成立をしないとき、あるいは113条のただし書きの場合において、なお議会を開くことができないとき、普通地方公共団体の町において、議会を招集する暇がない認めるとき。または議会において、議決すべき事件を議決しないとき、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる、こうあるんですね。今、この中で申し上げた議会が成立しないとき。それから、113条のただし書き、この113条のただし書きというのは、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、この議会というのは当然、開けません。

ただし、117条の規定による除籍のために半数に達しないとき、半数はおるけれども、除籍で議場を出なければならない。この場合は半数に達しないと認めないと、こうあるんですね。

それからもう一つは、同一事件につき、再度招集してもなお半数に達しないとき、または招集に応じて出席議員が定数を欠き、議長において出席を催促しても、なお半数に達しないとき、もしくは半数に達しても、その後半で数に達しなくなったとき、議長が議場に入れと言うても半数入らなんだ場合、そういうことがうたってあるんですね。

この専決処分、179条の1項、あるいは同条3項の規定とあるんですが、今こうして補正予算を出してあります。これが今申し上げた地方自治法第179条に該当するのかどうかということなんです、これは私は該当しないという判断なんです、なぜ該当するんですか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

専決処分ということにつきましての、是非論というのは、確かにそれはあるだろうというふうに思っておりますので、むやみに専決処分をさせていただく、そういうことは控えるべきだろうというふうに思っております。

今回、このように3月31日付の専決処分による補正予算を組ませていただいております。これにつきましては、補正の中身をござんいただきますと、例えば、歳入では特別交付税が約2億3,000万円追加をさせていただいております。ほかにも要素としてはございますけれども、その確定をしますのが、大体3月20日前後に内示があるということでございます。

したがいまして、3月の議会の会期中に補正予算を直ちに編成して、専決ではない形で提出をさせていただくということができませんので、3月31日付で専決処分による補正予算を組ませていただいて、それを、この6月にご報告させていただいていると、そういう趣旨だというふうにご理解をいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 地方交付税の特別算入といいますか、上乘せがあったと、それが3月20日ごろです。それを補正予算を編成して専決で処分して報告をしなければならないと、そんな必要があるんですか。全くないと思えますよ、それは。

それは仮にそういうことがあったとしても、この場で報告したら済むことではないですか。最終は決算があるんです。決算で、実は当初はこれぐらいの地方交付税の歳入を予定しておったと、

だけでも、こういう事情があり、いろんなことがあって最終的には、こうなりましたという報告する場というのは、あるわけですね。なぜ今、しなければならない、そんな緊急性があるんですか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。

特別交付税が3月20日ごろに内示がございまして、それによる追加、約2億3,000万円ですけれども、そのほかにも要素はございます。3月31日、年度末時点での決算の見通しを早くつかむということによって、その年度の、いわゆる翌年度に繰り越し得る額というのがあらかじめ判明してまいります。今回でも、平成23年度の6月の補正予算に組みさせていただいておりますけれども、この災害、台風2号の災害に対する補正予算の財源としても、あるいは一番年間を通して財源のない6月補正に、前年度である平成22年度の決算見通しからくる、いわゆる余剰金を、どれだけ送れるかということによって、その次年度の、つまり平成23年度の6月の補正予算にも、それが直ちに生かしていけるということになりますので、そういったことも考えますと、やはり年度末、どれだけ余剰金見込みが出るのか、これは財政としてもあらかじめわかまさせていただいて、それを専決という形ではございますけれども、議会にも明らかにさせていただくことで早い段階で、次の財政支出に生かしていくことができるということがございますので、そういう意味では3月31日付の専決ではありますけれども、補正予算を組みさせていただいて、この6月議会で早目に、こうして明らかにさせていただくことのほうがいいのではないかとこのように思っております。

それから、決算は9月ということになりますので、年度が始まりましてから半年間、その前年度の億単位の、その動きというものを予算として明らかにせずに、ずっと持っているということになってしまいますので、それは早目に、この議会でも補正予算のという形で明らかにさせていただくことが必要なのではないかなというふうにも思っております。

報告をすればいいんじゃないかということのご指摘ですけれども、やはり補正予算という形で出させていただいて、それが次の年度に財源として生かしていけるということがありますので、そういう意味では3月31日付の専決処分による補正予算を組みさせていただくのは意義のあることではないかなと、そういうふうにも思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

- 16番（今田博文） るる行政の都合ばかり今、お話をいただきましたけれども、そうだったら次年度に、その財源を生かしたいんだと、それも早い目にと、こういう答弁だったと思うんですが、要約して、そうであれば臨時議会だってできるわけですね。そのぐらい大事なことであれば、それは、なぜ臨時議会をしなくて専決という処分にされるんですか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

3月31日で年度が切れますので、その時点で補正予算を組みさせていただくと、そういう必要があるということでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

- 16番（今田博文） 専決処分できるには、二つの理由があるんですね。どちらかであれば専決処分

はできないんです。それでなければ違法と、こういうふうに地方自治法には書いています。

一つは法律の規定によるんですね。例えば3月31日で法律が変わった、4月1日からは施行しなければいけない。議会を開くいとまなんかないよ。そういう場合は認められています。専決処分、それはいいんです。

それからもう一つは、議会の委任によるんですね。あらかじめ、このことは専決処分をしていただいてもよろしいですという議会の議決、承認、それがなければできないというふうに私は理解をしておるんですが、そこはどのように理解をされておるんですか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

私どもとしましては、先ほども申し上げましたけれども、財政の収支のバランスというのを常に把握をするということが基本かというふうに思っておりますし、特に3月31日、年度末時点での収支バランスというものは、きちっと把握をし、やはりそれが内容として大きな額の、補正の内容ということになることであれば、それは補正を組ませていただいて専決という形ではありますけれども、議会を再度、3月末までに開いていただくということができませんので、専決という形にはなりますけれども、この6月にご報告をさせていただくことのほうが、決算まで待たせていただくことよりもいいのではないかと、そういう理解をいたしております。

この3月31日時点での収支バランスというものが、決算で明らかにさせていただければいい範囲のものでありましたら、それは必ずしも専決処分の補正を行わなくてもいいということはあるかと思えますけれども、先ほどから申し上げております状況の中では、こういう方法をとらせていただくことのほうが、より明らかでいいのではないかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 今のは答弁になってません。

私が聞いたのは、いわゆる議会のあらかじめの承認がなければできないことが一つ。

それから、もう一つは、法律による。この二つしかできないと、こう明記があるんですね。それをどうお考えかというふうに聞いたんですが、財政の都合ばかりを今おっしゃったんですけれども、この専決処分というのは、緊急性がなければできない。町村の議会は3日前までに告示をしたらいいんですね。いつ何日に議会を開きますと、3日前までに告示し招集通知を出したら開けるんです、議会は。

ところが、それでも間に合わない場合、それはどういうときかという、例えば、きょう告知をして、あした議会を開くと、これでも無理だと思う。そんな暇は全くない。今、瞬時に判断をしなければいけないと、こういうことについて専決処分というのはできるというふうに地方自治法では定めているんですね。

今、るる説明をしていただきましたけれども、地方自治法違反には当たりませんか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。そういったものに抵触をするという考え方、思いはございません。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） この専決処分の事実認定というのは、もちろん長ですね、首長、いわゆるうちで

いけば町長がすると、こういうことになっています。

その認定というのは、これは専決処分に値する、これは値しない、ここをどうすみ分けるかということなんですね。これは専決処分に値するというのが、ある意味、客観性、だれが見ても、それは仕方がないということは専決処分はできると、こういうことが書いてあるんですね。しかし、この今の提案の補正だとか、それから特別会計もありますけれども、今、私が申し上げたような理由には全く当たらないというふうに思いますけれども、そのこの見解はいかがでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

議会を開いていただくいとまがないという場合に専決処分というのが、させていただけるというふうに思っておりますので、そういった考え方から、このような措置とさせていただいているということでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） よく理解ができません。議会が委任する、このことは専決処分に値する、してもよろしいと、あらかじめ決めておくことは、確かに予算もあり、条例もあり、多々あります。しかし、そういうことをまとめて、こういう部分については、いわゆる専決処分ができるというルール化というのは必要ではないかと、私は思ってるんですね。もしなければ、理事者側の都合で、これは専決に値する、どんどん専決が出てくるわけですね。

いわゆる阿久根市、話題になりましたね。議会を開くいとまがないから、何でもかんでも専決をすると、そんなことにはならないと思いますけれども、与謝野町は、良識ある方ばかりですから、しかし、こうして予算を専決処分されるのは、私はおかしいというふうに思います。

議長、提案があります。議運でもこのことは一度諮って議論をしていただくようお願いしたいんですが、よろしいか。

議長（井田義之） はい、結構です。

私のほうから、議運の委員長にお願いします。

1 6 番（今田博文） はい、お願いします。

議長（井田義之） この件につきまして、私の聞いておる中で、今田議員の答弁になってない部分があるのかなというふうに思います。

一つは、いわゆる法的に問題がないかどうかということ、本会期中にしっかりと調査をして、この議場において答弁をお願いをしておきます。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは一般会計の（第7号）補正、専決について質問いたします。

今田議員が指摘されましたが、私も去年も6月議会で、去年は、例えば国民健康保険に1億円繰り入れて、これが専決でされて、それは要するに保険税引き上げを回避するという趣旨でされるということで、非常に内容はいいんですけども、そういう形で専決としてすべきかどうかという質問をさせていただきました。

今回も同じような形でされているということで、そのことは再度指摘をしておきたいと思えます。

それで、同じ趣旨で、私も引き続き質問したいのは、この中で事業を完了するために足りない部分を増額補正されている部分があります。非常にわずかですけどね。1万何ぼとか、そういう形ですが、自衛隊のどうこうというとかね、そういうことはですね、これは専決してでも確保しないと事業が終わらないということになりますので、出納閉鎖までに。これは必要だろうというふうに理解をしています。

全く、3月末の、この専決補正ができないということはないと思うんですが、問題は、その内容だと思います。この内容を見ますとですね、不用額があっちこち整理がされてますが、一番少ないので1万3,000円。幾ら専決が必要だといっても、基本的には、できるだけ専決をしないと、こういう姿勢は必要だというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

企画財政課長。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

今回、この7号補正によります専決処分の補正予算につきまして、ご指摘のとおり細かい支出のほうで何万、何千円というような減額もございます。いわゆる決算で明らかにすればいい範囲のものであろうと思われる減額補正というものもございます。

一つ一つ追求しておりませんが、一つには歳入の補助金なりが確定をして、その事業費に合わせる形で、例えば事務費の一つを減額をして、歳入歳出を合わせていくという、そういう意識が働いてのことであろうかというふうには思っておりますけれども、ご指摘のように細かい数字、決算であらわせばいいものを、このような形で専決で補正をさせていただくということについては、ちょっと統一性にも欠けるんじゃないかというふうにも思いますので、その辺は一定整理をして、考え方をもち、一定の線を引きさせていただくように改めさせていただいたかどうかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） もう1点はですね、答弁されました繰り越せる額を早急に把握をして、6月早々から効果的に運営したいということは理解できます。そのことはですね、しかし、即専決にはつながらないと私は思います。

企画財政課長の立場からいえば、今、答弁されたことをしっかり把握する、このことは必要だと思います。その把握された内容イコール、議会に出さなければならないかどうか、問題は、ここにあるんだと思いますね。把握は必要ですが、必ずしも議会に出さなくてもいいのであれば、先ほど指摘したように、議会に出す必要がないと、だからこういう形で把握されることは必要だけれども、こういう形で議会に出す必要はないんじゃないかということを思うわけですが、この点について、再度お聞きします。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

そこは考え方をご議論させていただいて、いい方法を見つけていかなければならないというふうに思っておりますけれども、私どもとしましては、財政の事情ばかり答弁するというようにご指摘もいただいておりますけれども、やはり私どもが使わせていただいた財政のバランスというものにつきましては、この議会でも明らかにさせていただき、できれば補正予算という形できち

っとさせていただくことで、次の年度に生かしていくことができる、そういう思いがございましたので、その思いと、議員さんからいろいろご指摘等いただきます思いと、一定、調整をさせていただくべきところはあるのではないかなというふうには思っておりますけれども、これまではそのような思いで取り組ませていただいたということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 通常の補正として出されるのなら結構だと思うんですが、専決だというところが問題なので、それは理事者のほうでも再度言われたように、整理していただく必要があると思いますし、議会では議運でされるということなのでね、今後、双方で進めていく必要があるというふうに思います。

それですね、次に繰り越せる額を把握したいということなので、その内容でお聞きするんですが、大きく言えば五つですね、この繰り越せる額が、この7号専決補正で明らかになっているのではないかと思います。

一つは、21ページにあります借入額、約1億1,000万円を、25ページでした。ごめんなさい。25ページにあります産業振興基金基盤整備事業債、これがいわゆる有利な起債ではないということで、借入れをやめるということで減額になっています。これは繰り越せる額があるからできるということだろうと思いますし。

それから、33ページに財調、それから35ページには減債、この基金に繰り入れる、それぞれ1億円で、あわせて2億円。それから、33ページには、有線テレビの事業での余裕を基金に積み立てるという、これ2,000万円。

それから水道ですね、41ページ、水道会計の、この繰出金、これについては交付税で新たにふえたからという意味ではなくて、今後の水道会計の運営のためにということの説明だったと思いますんで、2億1,000万円、これもそういう意味での金額だろうと思ってます。合わせれば5億4,000万円にのぼりますが、そのほかにも、こういう趣旨で、いわゆる繰り越せる額というふうなものがあるのかどうかお聞きします。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

今、議員ご指摘のとおり、今回の補正予算の大きな中身としましては、25ページの1億1,000万円の起債の取りやめということでございますが、これにつきましては、京とうふ加悦の里の用地について、買い取りを行うということでございますけれども、買い取りはいたしますが、起債を取りやめるという内容のものでございます。1億1,000万円。これは、交付税算入のない通常の財政手当だけの起債でございますので、これを取りやめさせていただきます。

それから33ページの1億円と言われましたけれども、財政調整基金積立金の中の減債基金積立金に1億円、今回、積み立てをさせていただく、減債基金への積み立てでございます。

それから、ご指摘のように、同じく33ページの情報連絡施設基金積立金に2,000万円。いわゆる有線テレビ事業の収支の状況から、本年度については2,000万円は黒字が見込めるということから、今後のために積立を行わせていただくということでございます。

それから、水道の簡易水道特別会計に2億1,000万円、繰り出しを行うこととしておりまして、これにつきましては繰出金を計上させていただいているということでございます。ご指摘の

とおりに、これらが今回の、この7号補正の大きな主な内容ということでございます。

そのほかに、細かいことはございますけれども、おおよそ、今回、補正予算を組ませていただきました中身として、重立ったものとしましては以上のとおりではないかというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） すみません、5億円じゃなくて4億4,000万円ですね。それで、当初予算を組むときには、大変、予算を組むのが難しいと、いわゆる財政大変だというふうな形で始まってですね、ほぼ決算見込みだと思んですが、こういう形で大きな額が繰り越せる額として余剰が生まれていると、これはなぜこういう額が生まれたのか、課長はどのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

このように措置をさせていただけることになりました大きな要因としましては、特別交付税、これが今回の補正予算でも追加をさせていただいておりますけれども、約2億3,000万円、当初の見込みよりも追加をいただけたということになりましたので、それが一番大きな要素ではないかというふうに思っております。

そのほかには、3月31日、年度末に向けての、いろいろな事業費の調整を行って、歳出不用額、これらが積み重なってきているのが、これが先ほどの申し上げました、措置をさせていただける要因ではないかというふうに見ております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今回の町報にですね、先日行われました庁舎統合の説明会の内容が詳しく載っています。その中で、グラフの中で交付税の段階的縮減ということで、合併算定が、特例がなくなって、一本算定になると、これだけ交付税が減るという形でうたわれています。これを見ると半分ぐらいに減るというふうに見えるんでね、一瞬びっくりしましてですね、こんなに減るんかいな思って、よく考えれば、そういう意味ではないだろうというふうに改めて思うわけですが、具体的には、何億が何億に減りますか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

交付税のピークを迎えるであろう時期が平成27年度というふうに見ております。以降、28年度から、段階的に縮減をされて、平成33年度から一本算定に移るということでございます。この27年度と33年度の交付税の見込み額を差し引きしますと、約12億円というふうに見ております。

これは、これまでの議会でのご答弁の中で約11億円というふうに申し上げた、たしか3月だと思っておりますけれども、経過がございまして、試算では11.7億円ということでございましたので、これを12億円というふうに表記させていただいたということでございます。

庁舎の統合の説明会の資料に、今、町政懇談会でも配らせていただくわけですが、この12億円というが、約48億円から12億円減るというふうに見ておまして、たまたま町のすけれども、4分の1程度が縮減されるというふうな状況になるというふうに見ております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 合併を検討しているときは、確か8億円ぐらいだったと思うんですが、合併してからの話では7億ぐらいに減り、最近はおふえてきて、私は確か10億円ぐらいだという答弁をされてたと思うんですが、この間の説明では12億円と、非常に大きく揺れ動いておるわけですが、これはなぜでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

このただいまのご質問と同様に、本年の3月に赤松議員さんの合併特例措置の逓減対策についての一般質問をいただきまして、その際にご答弁させていただいておりますときに、平成27年度と37年度の普通交付税の比較からして、おおむね11億円が減額になるというふうには試算をしているというふうにご答弁をさせていただいております。

これは先ほど申し上げましたが、11.7億円をおおむね11億円というふうにご答弁をさせていただいたということがございます。この時点で、それよりも以前に、おおむね7億円から8億円程度の逓減になるであろうというふうには申し上げてきましたけれども、これらを試算しました年度から、普通交付税そのものが3億円から4億円増額となってきておりますので、逆に開きが多くなってきているというものでございますというふうにご答弁をさせていただいておまして、2年、3年のうちに交付税が増額をされてきていることによって、その分、開きが出てきているというふうにご理解をいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 先ほどの決算見込みでの4億4,000万円ぐらいの、繰り越せる額の見込みの理由はですね、多くは特別交付税というふうに言われましたが、確かにそれは、見た目は、そう見えるんですけども、もともとの普通交付税が、今いわれたようにふえてきている部分、これも大きいと思うんですね。これによって大きく変わってくるわけで、いわゆるここだけ、これだけ見ると12億円減るから大変だという話になりますが、こういうところからものを、財政課長がものを見るのは、私は危険だろうと、その土台ですね、アップダウンはあっても、少なくとも当初に言っていた、7億円ぐらい減るだろうと言っていたところの交付税、これしか入らないという見込みを立てていたところに、財政の基盤を見据えて、それ以上使っていけないと、交付税がふえたから使っていくというふうな財政運営をすると、この特例がなくなったときに財政破綻するという可能性がだんだん大きくなると思うんですね。だから、交付税がふえようと、どうなろうと、その決算見込みで繰り出せる額、余裕が生まれようと、それを使うということじゃなくて、生まれれば、それを今回のように基金に入れる。あるいはもっと効果的なのは、このときに大きく、前に言いましたように起債を減らす必要がありますので、効果的な起債を買い取って、その時点の起債の返済額、借金の返済額を減らす、ここに使っていく、このことが大事ではないかなと、それによって、このときの財政危機を乗り越える力が大きく広がっていくというふうに思いますが、こういう点ではお考えはいかがでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。おっしゃるとおりであろうかと思っております。

交付税が今、増額されてきているということは事実ですけれども、その中身は交付税に算入される起債の算入額がふえてきているということが大きな要因で、交付税総額そのものが上がって

きているだけということですので、それだけとって喜んでいうわけでは決してなくて、今回のように収支バランスを年度末の時点で使わせていただくことで、将来の交付税が逡減されていくことに対する、あらかじめの措置をしておく必要があるということで、今回といいますより、今回から減債基金に積み立てていただくということをスタートさせていただきたいということでございます。

今回の補正予算では1億円を新たに減債基金に積み立てを行うということでございます。これにつきましては、財政調整基金のほうは毎年、決算剰金の半分を積み立てていきますので、そこそ伸びていくということにはなりますけれども、減債基金には意識的に積みませんと残っていきませんので、今、議員、ご指摘のような思いで、そのような措置を今回からさせていただきたいということでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 12億円という数字に右往左往するんじゃないで、今、答弁されたように、しっかりと基本の財政見通しに基づいて、適切な運営、引き続き努力していただきたいということを指摘して終わります。

議 長（井田義之） ここで10時45分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時29分）

（再開 午前10時45分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、一般会計補正予算（第7号）、質疑を続行いたします。

質疑ありませんか。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、一般会計7号補正について、質問させていただきます。

先ほど、今田議員から専決の問題について質問がありました。財政のほうから回答がありましたけれども、私、お伺いしておりましたらですね、全く理解ができない。ですから、再度、確認も含めて質問させていただきたいなというふうに思います。

この問題につきましては、私、毎年のように、この専決処分がおかしいんじゃないかなということをおし上げてきました。ことしも同じように出されてきておるわけなんで、非常に、私は専決処分のあり方についてですね、疑義があります。ですから、先ほど今田議員が質問されておりましたことにつきましてですね、お聞きしておりましたんですけども、いまいち、確認を含めて質問をさせていただきたいなというふうに思います。

これは専決処分につきましては、今田議員もおっしゃっておられましたように、地方自治法の179条に規定されております。従来は、数年前はですね、3、4年前ですか、これは議会を開くいとまがないと、そのときに専決処分をしてもよろしいよということになっておりました。その後、法改正がされて、これでは議会としてのあり方がおかしいんじゃないかなというふうなこともあってですね、特に緊急を要する、その場合に議会を開くいとまがない、時間的余裕がない、暇じゃなしに時間的余裕がない。この点に限って専決処分はしてもよろしいと、こういうふうになんていう法律的になっておるわけですけども、先ほどの答弁聞いておると、全く法には違反はしてないというふうな答弁であったんですけども、その点、確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、そのとおりでよろしいですか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

そのように思っておりますが、今、再度確認をさせていただいております。また、後ほど見解は申し上げたいと思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） その見解はですね、明確にさせていただかないと、次の質問ができないわけなんで、後で答弁させてもらうということでは、これからの答弁が全くできないということなんです。ですから、今ここで答弁していただかんなんと困るわけなんで、いかがですか。

議長（井田義之） 糸井議員、先ほど私、今会期中にということ企画財政のほうに申し上げました。どうなのか、糸井議員の質問をとりあえずちょっと置いていただいて、後の質問が終わった後、できるだけ早いこと、昼休みにでもしっかりと調査していただいて、答弁ができるようにしていただけたらどうかと。

1 4 番（糸井満雄） 後で質問しますわ。

議長（井田義之） 今、休憩をしたとこなんで、すみませんけれども、よろしく願いいたします。

ほんなら昼休みに、ちょっと調査をできるだけしておいてください。

1 2 番、多田議員。

1 2 番（多田正成） それでは、一般会計7号補正について、お尋ねしたいと思います。33ページの有線テレビ拡張事業についてであります。先ほども野村議員のほうから、いろんな意味で、その金額が大き過ぎるのではないかなというふうなことで、財政問題を言われました。そのことについては、私もちょっと同じように感じとったわけですが、2,978万7,000円の減額がしてありました。これは加入者が48.7%でしたかね。そのくらいな程度の見込みと違ったということで、大きく減額になったということですが、その100%の加入率というのはですね、今までのいきさつから見てもですね、全く100%の加入率は無理だと思うんですが、その辺の考え方はどのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

現在、加入率が82.5%ということでございます。100%というのは無理かどうかは、やってみないとわかりませんが、それを一つの目標に、すべての世帯の方に入っていくということに、今後も努力をしなければならないというふうに思っております。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そのことについてであります。100%加入してもらえるとという段取りで予算を計上していただくと、そのことは私も当然だろうと思うんですが、先ほども野村議員が言われました、減額というのが、今回は、基金の積み立てがかなりありましてですね、3億3,000万円ほど基金が、この一般会計の補正の中だけで基金に積み込まれると、それぞれの基金に積み込まれるということでもありますけれども、これがですね、この基金が積み立てれるということは起債にも影響、当初の予算の起債にも影響しているのかなというふうに思います。その3億円でできるということは、その起債もあつてのことかなというふうに思って、野村議員の指摘も、その頭があつての質問をしておられるなというふうに思って、私も、そのことを感じてお

ります。その辺は起債というものは事業した後でしてくるわけですが、その基金に積み立てれる3億円という銭がですね、基金に積み立てれるということは銭が余るということなんですけど、その辺をちょっと伺っておきます。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

補正予算書の33ページに有線テレビ拡張事業で2億2,900万円余り減額させていただいております。それに伴いまして、25ページの町債のところでございますが、CATV整備事業債を1億7,730万円、合わせて減額をさせていただいております。歳入歳出につきましては、このような補正予算措置とさせていただいているということでございます。

それで、基金に今回、2,000万円を積み立てをさせていただいております。これにつきましては、先ほども若干触れましたけれども、平成22年度におきましては、収支のバランスを見てみますと、約2,000万円収入が上回るということでございますので、それは今後の機器の更新ですとか、あるいはサービスの改善経費、こういったものに必要になってきますので、基金に積ませていただいて、今後に備えるということでございます。

22年度が、この有線テレビ事業の実質的な収支の初年度ということですが、じゃあ今後、同様に黒字が見込めるのかということにつきましては、必ずしもそうではございませんで、22年度は、いわゆる保守費が貸し担保期間になっておりますので、不要だったということから、そういった黒字が出ますけれども、23年度からは保守費が生まれてまいりますので、それを加えると2,000万円という黒字はすぐに消えてしまうということになりますので、やはり先ほども言われましたけれども、加入率を上げていくことで収入を確保し、できれば黒字経営になるように努力をしていく必要があるということでございます。

議長（井田義之） 多田議員。

12番（多田正成） 備えあれば憂いなしということで、基金に積み立てていただくことは大変結構なことだなと、そのことはいいんですけども、これが起債と影響すると、もっと方法があるのではないかなというふうに、私も若干思いますけれども、まだ完璧に分析しておりませんので、その辺で置いておきたいと思いますが、基金も大切ですけども、起債も問題になってきますので、その辺をよろしく願いいたします。

それと、この有線テレビの拡張事業なんですけれども、私の大変、認識不足かもわかりませんが、ご夫婦が75歳以上の高齢者の場合はAプランが500円で、毎月の使用料が済むわけですけども、これを知らずに、お年をとられとつても知らずに1,000円をずっと払っておられる方がいるんですが、この辺の、町民に対する周知はどのようにされておりますでしょうか。

議長（井田義之） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） 失礼いたします。質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

現在、82.5%ということで、たくさんの町民の方に有線テレビに加入をしていただきまして、大変ありがたく思っております。その中で減免制度ということで、生活保護世帯ですとか、あるいは身障の世帯ですとか、5項目ほど減免基準があるわけですが、有線テレビ、高齢者世帯につきましては、先ほど議員さんおっしゃいましたように、75歳以上の構成の世帯の方に

については500円の減額ということで、既に新規加入の申し込みですとか、あるいは加悦地域でしたら継続加入の申し込みのときなんかには十分広報をさせていただきとるというふうに思っておりますが、なかなか高齢者の方でわかりにくいといった方もおられまして、申請書を出していただきましたら、もうすぐに対応はさせていただき予定にしておりますし、また今後も町政だよりとか、あるいは番組ガイドの後ろとかで、そういったことについては十分、広報をさせていただいて、損がないようにといたしますか、基準にかかるとるのに申請しとられない方については、早急に出していただくようなお願いをさせていただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ありがとうございます。そういうふうにしていただけたらいいんですが、当町はですね、高齢世帯が大体311世帯から、独居高齢世帯が415世帯ということで、人数を見ても、世帯数を見ても、そんなに多くありませんし、高齢者ですし、この辺は申請をしなくても自動的にそういった特例といいますか、そういう制度といいますか、今後、考えられないんでしょうか。

議長（井田義之） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） 失礼します。お答えいたします。

現在、高齢者世帯につきましては、かなりの減免世帯、ちょっと今、資料あれですけども、ありまして、なかなか世帯構成ですとか、それを調べるのが大変な、事務的にも大変時間かかるということで、現在は難しいんじゃないかというふうに考えております。こちらから対象の方にお知らせをするということにつきましては、ちょっと難しいんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ぜひとも、こういった高齢の方、あるいは独居の高齢の方には、わざわざ申請をしなくても、優しい行政のあり方というものができたらいいかなと思っておりますので、今後、検討していただけますでしょうか。

議長（井田義之） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） 失礼します。答えいたします。

現在、なかなか新しい人に対する広報というのは、町の広報ですとか、そういったお知らせしか募集はできないんですけども、募集といいますかお知らせはできないんですけども、現在、そういう対象になっておられる方につきましては、毎年1年ごとに交付申請を出していただくということになるんですけども、利用料金の、次年度の金額のお知らせとともに、そういった申請書も送らせていただきまして、スムーズに申請ができますように、ちょっと方法を考えさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 検討していただく中で、していただけたらいいと思うんですが、そうすればですね、この加入率も50%を切ってしまうようなことではない、少しでも加入率が多くなるかなと、どうせ申請すればできるわけですから、その辺はもう少し優しい行政であってほしいなというふうに思いますので、お願いをしておきます。

それと、次にちょっと教えていただきたいんですが、47ページ、商工観光課長にお尋ねをし

たいと思うんですが、ご存じのように当町の織物業界も悪い商工業者、大変低迷をしております、その中で47ページの商工会助成事業の減額はどういう意味で減額されているのか。

また同じく49ページの産業振興事業の減額の理由がわかればですね、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） この数字につきましては、実績で上げておりますので、いわゆる不用額をまとめた50万円以上の金額を出ささせていただきまして、その分を減額させていただいたということでございますので、中身的には、その活用がなかったという部分も実際に出てきておりますし、当初見込みよりも実績は少なかったというようなこともございますので、いろんな形から不用額ということで落とさせていただいております。

議長（井田義之） 多田議員。

12番（多田正成） この助成事業の中身と、産業振興の中身で、要するに活用がなかったというふうに言われますけど、その業務内容といいますか、どういうことで商工会が活用しないのかという内容をちょっと教えてください。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

産業振興事業の実績につきましては、あくまでも申請主義でございますので、当初予算をもちまして、それに伴います事業展開によりまして、交付額を決定し補助をするというものでございますので、不用額が出てくると。

今回の、今のご質問の商工会の事業につきましては、当初、申請をしていただいて、最初に申請をしていただいて、来年の事業で、こういう事業をやりたいということで年度の予算を組みます。それに伴って、私どものほうが、その事業内容によって一応、内示をいたしまして、その事業でお互いやっていきましょうという形で取り組んでいただくわけですが、先ほどもちょっと触れましたように、実際、申請をされましても、どうしても事業が展開ができていくということで、当初の、町が計上しておりました内示額に至らなくて、事業が縮小されたことによって補助はしてるんですけども、100%の補助に至らなかったというのが一つです。ですから、もう一つは、いわゆる、この事業の中で収入が生まれてくる事業もたくさんあります。

例えば、ものを売ったりされますので、その分については、結果的に売られた金額については補助金から差し引きをさせていただくということでございますので、それは自助努力で収入を得られましたので、その分については補助金からカットをさせていただくというものも含めての減額が発生しているというものでございます。

議長（井田義之） 多田議員。

12番（多田正成） 我々商工会員が知恵を出して事業を進めていき、また、助成をしてもらおうということがベストだと思うんですけども、そのことができてない、それからせっかく300万円も減額をしていただいております。

この間、機業部の、商工会機業部の総会がございまして、それに僕も出席をさせていただきまして、ある役員さんと、織物の訓練センターがあるわけですけども、そこへもう少し画期的なものをして、体制づくりをして、機場の体制づくりをして新たな展開ができるような装置がした

いということを以前からずっとお願いしておるわけですが、なかなか町のほうの財政が厳しくて予算が組めないというような普通の会話の中で、あとの懇親会の中での会話のことなんですけれども、そのことを言うとしたんですけれども、そういったことで予算がないので非常に難しいというふうに言っておられたんですが、ここを見ると、300万円も減額になっているということで、商工会のほうが強くて課長のほうに要請してもらっておるかどうかわかりませんが、そういったことがございまして、その辺はもっと積極的に取り組んでいただけたら、せっかく組んでもらってこんな減額ですからですね、もう少し画期的に、次のことを見つけ出したいというふうに思っているんですが、その辺はどんなお考えでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、商工会に対します町からの支援、助成につきましては、大体、次年度の予算ヒアリング、要望につきましては11月ごろにお世話になります。

そして、それをもって中身の精査をしまして、一事業ごとに精査をしますので、その特別事業全体で自由に使えるというものではない、それぞれの事業を精査して実績見合いで補助をさせていただくということになります。ですから、300万円余ったから、それをほかのほうに回して活性化したらいいというのではなくて、その事業ごとの精査をさせていただいております。

今回の具体的な話につきましても、織物の事業活性化の中の織物技能訓練センターのさらなる活性化という思いではあるかと思えますけれども、鶏が先か卵が先かという話もあるんですけども、もう少し事業内容を明確にした中で、取り組む体制を、失礼な言い方ですけども、町のほうに訴えていただくということが見えてこない、私どもの財政のほうに交渉していく材料がないということございまして、そういうあたりをきちっと精査していただきまして、要望なりをしていく中で、必要とあればということになると思えますけれども、なかなかそういう形が見えてこないということで、この事業については、今のところ白紙ということにさせていただいております。

議長（井田義之） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 余ったからどうのこうのという意味は、そんなことはとらえておりませんが、その事業に対して強く要請がないということで、そうなっているということですので、今後、商工会の役員さんに、また強く要望いたしますので、回ってきましたらよろしく願いいたします。終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

8 番、浪江議員。

- 8 番（浪江郁雄） それでは、7号補正について、1点だけお伺いしたいと思います。

先ほど、多田議員からありましたように、私のほうもちょっと有線テレビの件でお伺いしたいと思います。

33ページにございます。提案説明の中で、この事業、この当時、1,866世帯が未加入で、実際には886世帯が加入されて、その残りの分が繰り越されるということですけども、今、企画財政課長のほうからも100%を目指すんだというような答弁もございまして、今、82.5%の加入という形で、残り17.5%の方が、まだ入っておられないと。

そこで、この未加入の方々の、なぜ加入されていないかというのを、もし把握されておりましたら、どういったあたりが要因なのか。例えば、お金が高いとか、また内容でありますとか、この時期に周知が徹底されていないということはないと思うんですけども、そういった理由ですね、これもやっぱり加入促進を目指していく上では必要になってくると思いますので、把握されておりましたらお伺いしたいと思います。

担当課長、どなたでもよろしいので。

議長 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

有線テレビ事業は、事業は企画財政課のほうで進めさせていただきまして、運営をだんだんと地域振興課のほうに委ねておりますので、私どものほうでは、私も4月からでございますし、経過は少しわかりませんが、今、言われましたように使用料を払っていただかんなんというそういう問題と、それからいろんなご家庭があると思いますので、その部分で、まだ、なかなか82.5にとどまっているなというふうに理解をしております、細かな内容まで分析した資料を持ち合わせておりませんので、ご容赦をいただきたいと思います。

議長 長（井田義之） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） 失礼いたします。有線テレビの運営の、私のほうから質問に答えさせていただきますと思います。現状、A、B、C、Dプランと、四つのプランがありまして、Aプランについてはテレビ、Bプランについてはテレビとインターネット、Cプランについてはインターネットのみ、Dプランについては音声告知端末のみということで、Dプランも含めて加入世帯ということで、統計をとらせてもらっております。

それで、この9,078世帯というのは、全世帯ということですので、例えば、高齢者の、例えば与謝の園ですとかですと、50世帯というふうに一戸建ちでありながら50世帯というふうなカウントがありますので、この世帯数というのが実際よりも多分、多目に設定はされておるといふふうに思っております、実際82.5%という数字も、もう10%ぐらいは実際の率としては伸びるん違うかなというふうに思っております。

それで、まだ、それでも入っておられない世帯につきましては、一つは民間の住宅なんかですと、機械をつけたくても設置ができないというふうな条件の方もありますし、それとCプラン、Bプランもインターネットにつきましては、現在、民間のインターネットの会社に契約をされておって、町の有線テレビのほうのインターネットに切りかえるのが不利な場合というか、条件的に民間のほうの利用しやすい世帯といわれる方もありますので、そういった方につきましては、この町のほうの有線テレビに加入していただけてないんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

議長 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ただいま答弁いただきまして、この加入率82.5%、これがあと10%ぐらいはふえるかなみたいな答弁だったんですけども、やはりこのあたりは、正確な数字が必要ではないかなというふうに思っております。

それから、民間住宅への対応ですけれども、これはずっと前ですけども、この事業を始めるときに、私もそういったことが懸念されるということも質問いたしまして、対応のほうを検討する

というお話がございました。そのあたりも今後、引き続き検討していただきたいと思います。この点、1点と。

それから、この同ページの上になりますけども、基金の積み立てが2,000万円されております。提案説明の中でも、将来的に5年後、10年後に必要となります設備の更新経費の財源という形で提案説明、伺っております。光ファイバーも20年ぐらいが寿命だろうと言われておりますし、これからほかの設備等もいろいろお金かかってくるわけですが。

それから、先ほどの多田議員の答弁の中でも、設備更新費用プラスサービスという答弁がございました。今回、私も、このあたりが聞きたかったですね。今、運営に対して先般の一般質問の中からいろいろと答弁ございまして、収支バランス、このあたりもいろいろ伺ってるわけですが、これは今の現状を維持した場合の収支のバランスであるというふうに理解してございまして、例えば、番組内容をより一層充実していこうと思いと、人も入れたりとか、そういったあたり経費もかかってきます。と言いますのは、与謝野町の地域情報化計画ですか、その中でも将来の可能性についていろいろとうたっております。

また、最後のほうには町民のアンケートがありまして、その中でも、こういったものが求められますかという中に、いろいろ双方向を利用した福祉に利用するとか、いろんな項目があったと思っておりますけども、こういったサービスの向上、番組内容とか、この2,000万円、設備工事のために積み立てとくのもいいんですけども、こういったお金を、より一層、今の番組づくり、あるいはそういったサービスに使っていくのも一つの手じゃないかなと思っております。

23年度の一般会計の一号補正の中では、Wi-Fi化計画という形で、新しいサービスが計画されておりますけども、こういったあたりですね、今後のサービス内容、番組内容の向上等、もし計画がございました、伺っておきたいと思っております。どちらですかね。

議長（井田義之） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） 失礼します。お答えをさせていただきたいと思っております。

現在、有線テレビのスタッフ、私も含めまして臨時職員が3名と正職員が3名ということで6名体制でやっておりますが、実質的に番組は臨時の方3名を中心に制作、編集をしております。この人数につきましては、ほかのCATV局に比べますとかなり少ない人数ということで、大変なんですけども、3名の臨時職員の皆さんも頑張っておりまして、取材とか編集とか一生懸命やっておりますので、さらに番組づくりに充実といいますか、努めてやっていきたいというふうに思っております。

それと、番組づくりににつきましては、なかなか今、言いましたように、少ない人数での運営をせざるを得ないということがありますので、この役場の各課の職員なり、保健師さんとか、あるいはいろんな方々の協力を仰ぎながら、番組づくりを努めさせていただきたいというふうに思っておりますし、また貸し出し用のビデオなんかも、ちょっと増大といいますか、台数をふやしまして、一般の方からもいろんな、このビデオおもしろいとか、可能な作品といいますか、映像がありましたら、持ってきていただきましたら、こちらでお手伝いをして番組に編集して放送させていただきたいというふうに思っておりますし、そこらあたりで番組の充実を図っていききたいなというふうに思っております。

それと、もう1点は安定稼働ということで、インターネットも含めてスピード的にも、もう少

し回線をふやしたほうがいいですとか、そういったあたりの安定的な運営を心がけていくために、設備投資も、これから必要になってくるというふうに思っておりますので、それに向けても研究といたしますか、日々研究をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 最後になりますけども、この事業、非常に多額の費用をかけまして、私も事あるごとに入ってよ、入ってよと言うて推進してきましたですね、しかし、いろいろと伺うわけですが、有線テレビについては、それはいいとしましてですね。

そこで、今いろいろと番組内容のことを伺ったわけですが、それとですね、このサービス、先ほどもちょっと言いましたけども、可能性ですね、こういったことを今後、考えておられるのか、先ほど言いましたようにW i F i化計画もあるんですけども、こういった多額の費用をかけて最新鋭の設備ができるとるわけですが、こういった有効活用ですね、これをするためには、まだまだ利用できるのではないかと感じておまして、このあたり今後のできる可能性か、考えられるサービスの計画なんか、もしございましたら、伺っておきたいと思えます。

議 長（井田義之） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） 失礼します。お答えをさせていただきたいと思えます。

今、有線テレビ光ファイバーのネットワークが拡張地域、それから加悦地域もすべて完成いたしまして、非常に貴重なインフラ整備が完成したというふうに思っております。このネットワークを活用して、今後どうするかにつきましては、現在、情報化推進委員会、すみません、ちょっと名称ははっきりしないんですけども、役場内の担当者で、そういった活用方法についての検討会を立ち上げをいたしておまして、その中で今後の活用方法について、検討をしていくということで、各課の課題ですとか、懸案事項なんかについて、今、研究を重ねておるといふふうに聞いております。

それから、W i F i計画につきましては、屋外でもインターネットが、パソコンを持ってきていただければ、だれでも無料で利用できるというスポットを町内に数カ所つくるというふうな計画で、現在、今年度の事業として計画をされておるといふことでございます。以上です。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） この各課をまたいでですね、こういったことが利用できるかという話は、もうこの事業を始めるときから、ずっといろいろ答弁で聞いておまして、そういった使い道ですね、いろいろと検討をしていただいて、有効活用をしていただきたいなというふうに思えます。以上で終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

13番、赤松議員。

13番（赤松孝一） それでは、平成22年度一般会計第7号補正予算について質問いたします。

まず、1点先ほどから話題になっていますが、今回の減債基金の積み立て、交付税の算定がえに伴う合併10年後以降の、いわゆる減額に対しまして、交付税の。私も3月議会で、この点、大変危機を感じてまして、町長に質問しました。そして、こういった対応をしていただきたいというふうな質問しましたところ、早速ですね、このように1億円の積み立てがあらわれてきて、非常にいい措置であったというふうに、私は今後、計画的にこういった基金を積み立ていた

だきまして、合併10年後以降の我々町民の生活に、少しでもサービスの低下や住民負担の増大にならないように、極力、こういったことの形でやっていただきたいということで、非常に今回の、これに対しましては敬意を表するものであります。

また、そういった中でございますが、今回のいろいろと専決について、いろんなご意見ございます。それはほかの議員さんにお任せしまして、私、今回、この中で一つ気になっていることは、47ページの冷凍米飯の加工施設、いわゆる農業施設管理費の件でございますが、今回の、これは整備工事の、加工販売の施設の、整備工事の減額補正でございますが、まず、この工事内容につきまして、もう一度ですね、説明いただきたいということと、一つ懸念していますことは、こういった第三セクターの会社に町が備品を購入して渡すと、こういった場合、この備品のですね、備品といいましても、高額なものでありますから、こういった備品は、町の財産として管理されるものなのか、備品を提供した、その時点から、これは株式会社の財産になるのか、これについての見解、あわせてお尋ねをいたします。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

47ページの生産物特産加工販売施設の管理運営事業のことだというふうに思いますが、これにつきましては、ちょっとこの予算書の表記が適切ではないというふうに思いますが、奥滝にあります椿山のほうの工事費にかかる減額でございます。今年度、駐車場を、22年度で舗装させていただいたわけですが、その請け負い減ということで、減額をさせてもらったということでございます。

ご質問の冷凍米飯の機器につきましては、平成22年度で冷凍の機器、それから、炊飯施設を更新をしたということでございますが、それにつきましては、町の備品ということで、備品登録ということで備品台帳のほうに登録、財産台帳のほうに登録をしておるということでございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） 私は冷凍米飯のほうと勘違いしていましたので、わかりました。

次に、55ページからの教育費の件の中で、小学校、中学校の準要保護児童の援助事業、減額を補正が出ているわけですが、この一応、これ決算としてとらえるならば、この22年度の、この小学校、中学校の事業内容につきしてお尋ねをいたします。

議長（井田義之） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 質問にお答えをいたします。

多額の要・準要保護の扶助費を減額をさせていただいております。内容につきましては、小学校につきましては、給食費の減額、給食費は実費ということになっておりますので、分析をしておりますと、給食のなかった日が、インフルエンザとか災害、災害といいますか警報とか、そういったことで休校になったりしまして、それから、学校行事もあるわけですが、それらで休校になりました関係で、当初予算では見込みいっぱい、給食費ということで実費相当額を計上いたしておりましたけれども、結果、給食の実施された日数が減っていたということでございます。

それから中学校費につきましても、多額の減額をさせていただいております。中学校費につきましては、これも実費なんですけれども、ご承知のように3月に東日本の大震災がございまして、加悦中、江陽中学校とも延期になって、この、これから出発するんですけども、延期になりました。

たので、それが、手続はしておったわけですが、一たん戻させていただいて、新年度でまた再度、扶助をさせていただくということで、こういった多額の減額になっている内容でございます。以上でございます。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） それから、先ほど来、話題になっています有線放送のといいますが、KYTの利用料金の話の件でございますが、今回、2,000万円の積み立てということでいいんですけれども、私、以前からずっと、この件に関しまして言ってることは、今の82.5%という加入率は、非常に化け物的な、いい数字だと思っています。

これはなかなか、地方自治体が運営する直営の放送で、これだけの数字はなかなかないと思っています。非常に町民の関心度が高いと思っております、82.5%という数字は非常に立派な数字であるというふうに思っていますが、そういった中で、私が一番懸念していますのは、これが今のピークになりまして、加入率が。今後、減っていかないと、この程度の番組内容では、利用料を払うに値しないということを言ってこないかと、非常に世知辛い、いわゆる生活費の中で、この利用料の削減をという声が上がらないかということが心配であります。したがって、今の、私が知る限り、当町直営のKYTの施設はハード的に私、十分なものと思っています。

問題はマンパワーです、人です。だから、前もずっと言ってますけれども、今の体制ではマンパワーは不足ということをはっきりしてますので、今後、庁舎の再検討、また、組織の再検討ございますので、一つ声を大にしてお願いしておきたいのは、やはり、そこに新たに情報化といいますが、名前は別にしまして、それ専用の、やはり課を設け、そして対応していかないと、今の現状では、はっきりと言って番組が町民の期待に値するものに届いていないというのを私は、それは機械のせいではないと、やはりそれは庁舎内の各担当、よその課の方が応援ではできない、いわゆるその専門家、また専門知識、そういった、また、いわゆる能力が求められますので、私、ぜひともですね、今後の、このKYTに当たりましては、そういった今の数値が最高数値にならないように、加入の、今後も、たとえ微々たるものでふえていって、そして、なおかつ町民の期待にこたえられるものにするには、やはり私は人がいると思っていますので、ぜひとも、この件に関しましては、町長が、今後、庁舎の再検討とか、いわゆるまた、組織の再構築とかおっしゃっていますので、こういったものに対しての、今後の、いわゆる町長としてのとらえ方につきましてご質問いたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） お答えいたします。

確かに、利用料金をいただきながらの事業運営、せんだってでもご報告いたしましたように、会計検査院の皆さんも、この事業に対しての、そうした高い、利用、加入率等にも驚いておられました。それに値するような、やはり番組づくりを心がけていかなければならないというふうに思いますし、庁舎の、総合庁舎に向けて、当然、いろんな機構の見直し、組織の見直し、人員の見直し、それらが必要になってくると思いますので、そうした中で的確に対応できるように、そして、少しでも楽しみにしていただけるような、番組づくりができるような方向性を検討させていただきたいと思います。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） それと、これも以前から申していることですが、この事業ですね、やはり庁舎内で今後ずっと遂行することに対しては、非常にコストが、今言いましたようにマンパワーの件もありますし、コスト的に非常に高いものについてくるという気もいたしますので、やはりできることならばですね、やはりいずれかの時点で、いわゆる官設民営でも結構ですし、オール民営でも結構ですが、そういった意味で、ぜひともこれは与謝野町の合併した中で一番大きな事業であります。

そして、町民の一体感を醸し出す、最たる武器であります。これをやはりいかに生かすか、殺すかによって、町民と行政とのパイプも変わってきますので、もしも今後の運営におきまして、どうしてもコスト的な面、マンパワー不足の面、否めない部分におきましては、民営という方向もまた視野に入れていただきまして、今後、ぜひとも、この事業が当町が目玉事業として、今後ますますですね、利用されることを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（井田義之） 赤松議員、町長、答弁があります。

太田町長。

町長（太田貴美） 確かにこうした報道メディアにつきましては、今の段階では国営放送と同じように町営放送ということがございますので、やはり民間の方たちの、そうしたノウハウや考え方が必要になってくると思いますし、そうしたことも含めた中で、今後、どうするかということは検討させていただきたいと思ひます。

1 3 番（赤松孝一） ぜひお願いいたします。

議長（井田義之） ほかに質疑ございませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、7号の2回目の質問をいたします。福祉課長に質問いたします。

39ページに成年後見制度利用支援費の項目で33万6,000円の減額補正になっています。この、そもそもの制度の中身、それから、この支援事業として取り組んでおられる趣旨や中身、それから実態ですね、これはどういうふうに移しているのか、それらのことについて、まずご質問いたします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） それでは、今、議員からご質問のございました、この成年後見制度についてお答えをしたいというように思っております。

今回、33万6,000円の減額につきましては、成年後見制度を利用していただく場合、申立人がいない方について、町が申立人になって、これを支える制度でございまして、実際、後見人への報酬費用というのが発生してまいります。その報酬費用が月額2万8,000円に相当しますので、2万8,000円掛ける12カ月分の費用として減額をさせていただいたものでございます。

この成年後見制度につきましては、今言いましたように、町が管理をいたしますのは、申立人がおられない方について、町が変わって申し立てをする制度でございまして、申立人がご家族の方等々がありましたら、当然、それは家族のほうで、この申し立てをされるという内容になっております。

なお、件数につきましては、平成22年度で1件、この町の包括支援センターが、この後見人

として裁判所のほうに申達したというケースがございますけれども、費用については、そのうちについては、こういった後見人への報酬を支払う能力がございましたので、町のほうからは、報酬については支出をいたしておりません。

したがいまして、その分については今回、減額させていただいたということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） そもそも、この成年後見制度は、どういうものかということ、まずお聞きしておきたいと思います。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この後見人制度というのは、確かに皆さん、余りお聞きになられた方が少ないのではないかなというように思っておりますけれども、これは高齢者であったり、また、精神上的障害によって判断能力が不十分な方の財産の管理や、心情の看護にかかわる事務を行うということになっておりまして、これは先ほど、申し立てをしますと言いましたのが、裁判所のほうに申し立てをしまして、そして、その裁判所のほうが、このランクというのがございます。実際、今、判断能力があって、将来的に、この財産の管理とか、そういったことが不安だから、今のうちに後見人を決めておこうという、任意後見制度というのがございます。

それと、もう1点は、法定後見人制度のというのがございまして、この法定後見人制度としましては、これは三段階ございます。軽いほうから申し上げますと、補助というものと、補佐というものと、そして重度になりますと、後見と、この三段階に分かれておりまして、そういった方々の状況に応じて、支援体制も変わってくるというものでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 例えば、高齢者や障害者という方々含めて、どういう状況になろうとも生きていくために必要な、いわゆる生存権を保障するということに必要な大事な制度だというふうに理解をしています。

これは、2000年にできたんですが、それ以前の禁治産者の制度にかわるものとして、生まれ変わったわけですけども、それまではですね、いわゆる判断が全くできないという人だけを対象にされていたわけですが、そうなりますと、今の時勢の中で、いわゆるいろんな問題が生まれてくる中で、介護保険等々の制度もどんどん変わり、いろんな問題が生まれてくる中で、全く判断ができないということではなくて、いわゆる自己決定も、ある程度できるけども、それでもやはり生存するために必要だという方について対象にするということで、新しく拡大されたというふうに思っています。そういう意味では、そういう方々の人権を保障をするという形で新しく生まれ変わったんだというふうに理解をしております。

そういう意味では、非常に大事な制度で、これを町が、申立人がない方も含めてできるように、こういう支援制度がつくられているということですが、この予算に入ってない分、含めて、町全体で、この後見人が使われている方というのは、どういうふうになってきているのか、把握しておられましたら、お聞きをしておきたいと思います。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 先ほど申し上げましたように、この申立人がおられる場合については、町のほうを特に通しません。すぐに裁判所のほうの手続ということになっておりますので、町のほうは、

町のほうに相談があった場合につき、把握はできますけれども、それ以外については把握しかねておりますし、また、個人情報等の関係がございまして、この方を成年後見にしますよというように、国の、また裁判所のほうから町のほうに来るということはございませんので、今の段階では町のほうが把握できていないのが現状でございます。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今、言われたような意味では、そのとおりだと思うんですが、高齢者や障害者のサービスを実際に提供して、さまざまなかかわりを持っておられる福祉課としたら、そういう形で、いわゆる本人の判断ではなくて、後見人の判断、あるいは保佐人の判断等々で事業が進められとる場合に出くわすことはあるんだと思うんですね。そういう中で、大体、こういう制度がきちっと利用されて、有効に利用されて、そして、こういう対象の方々の生存権、そして人権が守られている方向で運営されているという、そういう大まかな感覚としては持っていただく必要もあると思うし、ある程度あるのではないかと考えているんですが、それら含めてはどうでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この後見人制度につきましては、今、この制度そのものが、まだ十分な周知はされておられません。今、ご案内いただきましたように、2000年度、平成12年度から、この制度ができたわけなんですけど、この制度ができて10年をたっておりますけれども、実際に、こういった心配な事例が発生しない限り、余りこういったことはございません。

そういったことで、その相談業務の窓口といたしましては、福祉課の包括支援センターが窓口ということになっておりますので、そういったことが、行政としては、そういった窓口になっております。

一番簡単なのは、裁判所のほうに行っていただいて聞いていただくのが、よりわかりますけれども、まずそういったことをご相談等がありましたら、包括支援センターのほうにお越しいただきましたら、申請の手続の方法、また、今後どうやっていったらいいだろうかということもあわせて、質問された方にお答えをしたいというように思いますので、役場のほう、福祉課のほうにお見えいただくとありがたいというように思います。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 十分周知がされてないというご答弁がありましたが、そのとおりだと私も思います。

そういう点では、とりわけ実際にサービスを提供する段階で必要だと思われる方がおられましたら、積極的に、こちらから、そういう形での提案していくということが非常に大事だろうと思いますし、広く一般的にも周知していただくように、理解していただくとくと、とりわけ前に答弁されましたように、今は判断できるけども、これがいつ判断できなくなるかわからないという方にとっては、そうなった場合に、かわっていただく方がない場合ね、前もって、そういう方を選任しておくということは、今、非常に大事になってますんで、そういう意味では、これは実際サービスが始まる前に、そういう方が自分で判断できるようになるということは大事だろうと思っております、それは、こういう事業の中で取り組むべきなのかどうかわかりませんが、福祉課としては非常に大事だろうと思っています。

役場のほうでも、こういうパンフレットを用意されてやられとるんですけども、これは福祉協議会が、京都府の社会福祉協議会がつくっているやつですが、非常に大きな字で、今まで見たパンフレットで一番大きな字かなというふうに思うんですが、すごくぱっと見たら読めるという、非常にわかりやすいパンフレットがつくられているなどと思いますし、そういう形で、ぜひ取り組んでいただきたいと思うんですが、この中で一つ問題がありますのは、この成年後見になりますと、被後見人になると投票権がなくなるということになってるわけですね。このことが今、非常に問題になっています。

例えば、障害者の方で、それまで投票に行っていたのに、この被後見人になったために投票権がなくなったと言われたと、投票できなくなったということで、これはおかしいということで裁判を起こされてる方まで生まれています。

こういう問題について、いわゆる先ほど言いましたように、それまでの禁治産者の場合は、全く判断ができない人しか対象にしてませんでしたので、これは問題にならなかったんですが、新しい、この成年後見制度では不十分ではあっても、自分でだれに投票したいという判断ができる方でも、被後見人として裁判所が判定されている場合が生まれてるんですね。そういう点では、これは非常に大きな問題になっていますが、これは課長、ご存じでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 確かに、今、議員が紹介いただきました、大きなパンフレットというのが後見制度がございます。

今、テレビがありますので、こういったことでお見せしたいというように思っておりますが、この中の、実際にページをめくっていきますと、この中には成年後見制度を利用すると困ったときの相談相手ができます。また、財産管理や介護サービスなどの契約の手続を手伝ってもらえたり、かわりに判断をしてもらうことができます。その後に、ただし職業でありますとか、これは資格の関係なんですけど、資格や選挙権が制限されるということがありますということが書いてございます。

したがいまして、今、議員がご指摘のとおり、この後見制度を利用された場合については、この制限される場合があるということは知っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） この制限されることがあるというふうにパンフレットにも書いてあります。このことがあるということは、被後見人は確実に投票権なくなるんですが、保佐人などの準後見人については投票権がなくなりませんので、こういう書き方かなと思うんですが。

問題だと思うのは、それらの論議の中で、そういう障害者の方が怒っておられる話の中で、そういうことが説明されてないと、知らなかったという形の中で、被後見人になっているというね、そういうことがあります。

これについてはですね、これは非常に問題があるだろうと思うんですね。後見人制度が、そういう方々の人権を守る制度としてつくられて、非常に大事な制度であるわけですけども、そもそも自分で判断できる方、含めて、選挙権がなくなるという、今までの制度を、そのまま持っているところに問題があって、これについては早急に改善すべきことがあると思いますが、地方自治体としては、そういう方々に対して、後見人になった場合に、もし具体的に事例が

あった場合ですけれども、こういうことがありますということは、しっかりと事前に知らせるということは大事だというふうに思いますが、こういう形での運営について、どのように課長、実際にやられているかどうかお聞きします。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 先ほどの答弁の中で、後見人については3段階の種類があるということを報告させていただきました。

ここで、判断能力の関係で申し上げますと、一番、法定後見の軽いほうについては補助という制度があって、これは判断能力が不十分ということになっております。それから、その上の保佐という段階に入りますと、著しく不十分という、判断能力が著しく不十分という段階でございます。

そして、後見になりますと、判断能力はなしということになっております。したがって、後見に当たる方については、もう判断能力がないという、このように裁判所が、そういった判定をするわけでございます。

今、ご質問の、そういった方々への周知というのは、当然していかなければなりませんし、そのあたりも含めて、裁判所のほうの進める段階では、主に包括支援センターの社会福祉士がここの部分を担当しておりますので、当然そのあたりも含めて指導はさせていただいているということでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 先ほど言いましたように、障害者の方で、それまで投票に十分行って、判断ができた方がですね、そのままの状態で被後見人として裁判所で認められるという方が生まれているわけですね。少ない数じゃなくてね。そういう意味では、この成年後見人制度がですね、そういう方々の人権を守る制度として拡大されているということで評価ができると思います。

ところが一方で、それにもかかわらず、選挙権が奪われるという実態になっていて、これは法務大臣も重要な指摘だということで、国会で答弁されているわけですから、全く判断ができない方だけが後見、被後見になっているということではないということは、国でも明らかになっているんだと思うんですね。

そういう点では、今後そういう事例があった場合に、そういうことも十分注意をして、この制度が十分生かされるように行政として取り組んでいただきたいということを指摘して終わります。

議 長（井田義之） ここで昼食ため、午後1時30分まで休憩をいたします。

なお、冒頭に申し上げましたように、午後1時から議会運営委員会が開催されますので、委員の皆さん、よろしくお願ひいたします。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し午前中に引き続き、一般会計補正（第7号）を議題として、質疑を行います。

まず、冒頭、先ほどの午前中の勢旗議員の質問に対する答弁漏れというのか、答弁を再度したいということで、保健課長から申し入れがありますので、これを許可します。

泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 午前中の国保税条例改正の質疑の中で、勢旗議員の21年度の賦課のときのチラシ、その中で一人当たり医療費の過去の推移と、23年度、今年度のチラシの一人当たり医療費の過去の推移と数字が違うという指摘がございました。この件でございますが、毎年度、国保税の賦課通知をさせていただきますときに、チラシを入れさせていただきますいております。その内容といたしまして、税率改正でありますとか、医療費の過去の推移等、国保につきまして、運営状況をご理解いただくためにお知らせをしております。その中で、議員ご指摘の平成21年度の一人当たりの医療費につきましては、医療費の中で最も大きな割合を示します入院、それから、入院外、外来、通院等でございますが、それから歯科、調剤の四つの区分で、一人当たりの医療費の額を算出いたしました。

今年度につきましては、それに加えまして額的には少額ではございますが、入院時の食事療養費、それから、訪問看護療養費も含めまして、総医療費として一人当たりの額を算出しております。したがって、その差が生じてしまいました。いずれにしましても、過去に出ささせていただいた数字と整合性が取れていないということで、しかも説明不足であったということに関しまして、おわびを申し上げたいというふうに思います。以上でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員にお願いいたします。

この後、もし今の泉谷保健課長からの答弁に対して質問があるようでしたら、2回目のときをお願いいたします。

ここで、午前中、糸井満雄議員の質問を途中でとめました。ただいまから、もう一度改めて糸井満雄議員の質問を受けたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

14番、糸井議員。

糸井議員、先ほどの質問からお願いいたします。テレビを見ておられる方々にわかりやすいように、最初から質問をお願いいたします。時間戻します。

お願いいたします。

14番（糸井満雄） 午前中、今田議員並びに野村議員のほうから、専決の取り扱いについて質問がありました。その答弁を聞いておまして、私は少し納得がいかなかったもので、確認を含めての質問ということにさせていただきたいというふうに申し上げたわけでございます。

今田議員もおっしゃっておられましたように、専決処分につきましては、自治法の179条の1項に定められております。これはご承知だろうと思っておりますけれども、その中で2、3年前までは専決処分は、議会を開くいとまがないときに専決処分をなさいと、こういう内容だったと思うんですが、その後、法改正がされまして、特に緊急を要するもので時間的に余裕がないものについては、専決処分をしてもよろしいと、こういうふうな法改正があったと思うんです。午前中の今田議員の質問の、この法的に、これは抵触しておるのではないか、いわゆる違反しておるのではないかという質問に対して、財政のほうからの、担当課長のほうの答弁では、これは違反はしていない。これは正しい処置だというふうに答弁があったように私は思っております。

したがって、それに間違いがないかどうか、確認をさせていただきたいということで質問をさせていただいたわけでございますので、ひとつ答弁よろしくをお願いします。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えさせていただきます。

午前中の質疑を中断をさせるようなことになってしまいまして、すぐにお答えをさせていただくことができず、まことに申しわけございませんでした。

今回の7号補正予算を専決処分させていただきました法的な根拠ということでございますが、今も議員ご紹介のように、地方自治法第179条第1項に、専決処分を行う場合の要件が4点定められております。そのうちの3点目でございますのが、普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときというのがございまして、町としましては、これに該当するものとして判断させていただき、専決処分をさせていただいたということでございます。

しかしながら、決算で明らかにさせていただければいいような、細かな補正予算の中身も含まれております。これらにつきましては、特に緊急を要する部分ではない部分もございまして、今後は緊急を要するものに絞った補正予算の内容にさせていただく必要があるのではないかというふうに思っております。

また、国の動向、あるいは時代の趨勢等から、専決処分ということにつきましては、ごくごく限られた場合にできるというような考え方になってきているという点もございまして、また、できる限り行わない方向にあるというふうにも認識をいたしておりますので、今後は議会のご意見を十分に拝聴させていただきながら、専決処分をさせていただくにしましても、慎重に取り扱っていかねばならないのではないかと考えております。以上でございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 今、答弁をいただきました。午前中の答弁と若干違うわけなんですけど、専決処分につきましては、我々としても、これは必要でないということは思ってないわけなんです、私は必要だろうというふうに思っております。ただ、それに専決処分の項目が多岐にわたって不必要なものまで専決処分をされておるというふうなことで、我々は申し上げておるわけなんです、専決処分は、やはり国の交付税の関係やら、いろいろな関係で、いわゆる年度末には専決処分をせざるを得ないだろうということはわかっております。

去年も申し上げましたけども、一番目につくのは、やはり不用額の精算が専決されとるわけですよ。これはね、緊急性も何もないわけなんです、そこら辺はやはり改めていただきたいなど。我々も法と規則と慣例も一部あって、それに基づいて議会も運営されておるわけですし、こうして議会でも発言させていただいておるわけです。やはり行政も、やはり法に守られて、法に従って、これは執行されておるわけなんです、やはり法は正しくやはり守っていただきたいというふうに思います。

今の答弁では、非は非として認めるという答弁でございまして、今後、改めるということでございましたんでね、私はそれなりに理解はするわけです。

この専決処分というのは、議会にかわって町長が議決することが専決処分でございますので、これは大変重いもんがあるわけなんです、これを拡大解釈されて、何もかも専決処分されるということについては、それは阿久根市みたいなことはないと思いますけども、そういうことで、我々としてもやっぱりチェック機能を持っておるわけなんです、我々のチェックをさせていただいたことは、素直にひとつ受け取っていただいて、改善できるところは改善していただきたいと、このように思います。今の答弁で私は了といたしますので、質問はこれで終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はございませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、一般会計7号補正予算につきまして質問いたします。

北近畿タンゴ鉄道の利用促進対策事業であります。大変厳しい状況だということが報道もされてるわけでございますけども、2009年度は7億円を超える赤字、1日当たり196万円に達するということ言われておるところでございます。

こうした現状が公表されてるんですけども、今の現状につきましてお尋ねしたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

いわゆる公共交通の中でも重要な位置づけをさせていただいております。KTRの経営問題につきましては、ご指摘のとおり大きな赤字を抱えての状況にあるということでございます。

したがって、これを何とかしていかなければならないということから、いわゆる公共交通のあり方検討会というのが、京都府及び沿線の首長レベルで発足をいたしております。既に第1回の会議は開催をされまして、引き続き開催がされることになっております。その中で、一定、今後の公共交通全体の中にKTRをどう位置づけ、KTRの経営改善、そして、住民の皆さんへのサービスをどう位置づけていくのか、そのあたりが深く議論をされるものと思っております。

議 長（井田義之） 4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） 私が、3月議会の一般質問で町長の答弁にもありました。あり方検討委員会ですか、公共交通のあり方検討委員会で、しっかり抜本的な対策を打ち出していくというような答弁でございました。しかしながら、私も質問した京丹後市の取り組みでありますけども、いよいよ18日から片道が200円という社会実験が始まるということでございます。土曜日と日曜日と祝日、65歳以上の市民が利用する場合は、片道が200円という実験でございますけども、町長の答弁では小手先の対応じゃなくて、抜本的な対応をしていくということございました。

今、課長の答弁にもありましたけど、府北部の公共交通のあり方を検討する会で、方向性は出たということございますけども、今後の方向、そういったものがしっかり出たんでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 今のところは、まだ、そのあり方検討会の途中でございまして、今後、まだ1回開かれたわけでございますけれども、目標としては4回開催をしていこうという方向の中で、やっぱりいろいろなシミュレーションをしながら地方の負担と、それから住民の皆さんへのサービス、これをどう考えていくのか、まだ答えは出ておりません。今後、その辺が議論されていくものというふうに思っております。

議 長（井田義之） 4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） 高校生の通学の足として、毎日850人の高校生が丹後地域の駅を利用しているということでもあります。こういった点からも、京丹後市の議会関係者、あるいは市役所の関係者の方々からも、ぜひとも、その京丹後市の取り組みに足並みというんですか、宮津市も与謝野町も一緒に取り組んでほしいというような声も聞いております。こういった点はどういうお考え

でしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 沿線の首長たちが集まったり、あるいは利用者である代表の方たちも集まったり、そのほかの交通機関の方たちも集まっての、今後のあり方を検討してる、最初で、せんだってあったところでございます。方向性というのは、やはり一人でも多く乗っていただくということが何よりのことでございますし、そのことによって収益を上げるというのが最終的な目的になってこようかと思えます。

それにつきましては、こういった、非常に高齢化の率の高い、また、過疎といいますか人口の少ないところでの対応の仕方というのは、それぞれ大差といいますか、差はあるでしょうけれども、対応というのはほとんど同じようなことだろうというふうに思います。

京丹後市さんが、そういう試みをしておられますけれども、それに対しては200円というものの、それに対する補助を出しておられると思いますので、それらが、うちの場合はどうなのかというようなことも含めて、まだ結論も出てない状況ですので、他の形で支援していく、応援していくという方法もあると思いますので、よそがされたから今すぐということについては、ちょっと町としての考え方も、また他の市、町の考え方も論議した中で進めてまいりたいと思っております。

議 長（井田義之） 4番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） ぜひともですね、前向きに京丹後市の社会実験を検証していただきまして、取り組んでいただくことを切にお願いいたしまして、質問いたします。

議 長（井田義之） ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第47号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立多数であります。

よって、議案第47号、専決処分の承認を求めることについて（平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第4 議案第48号、専決処分の承認を求めることについて（平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第6号））を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番、多田議員。

12番（多田正成） それでは、48号、平成22年度簡易水道6号補正についてお尋ねしたいと思

ますが、あらかじめ議長にお許しをいただいておりますけれども、若干関連したことになるかと思っておりますので、その点、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

議長（井田義之） あんまり外れましたら、とめさせていただきます。

1 2 番（多田正成） 14ページなんですけども、財政調整基金積立2億3,004万円が計上されております。これは積立金ですので、大変いいことだなと思っておりますし、また、町長の提案説明の中で上水道への統合に向けた財政調整ができるようにということで積み立てるんだということで、そのことはお聞きをしております。

その中でお尋ねしたいことは、財政調整基金の現在の合計額を、まず最初にお尋ねしておきたいと思っております。

議長（井田義之） 山添水道課長補佐。

水道課長補佐（山添雅男） ご質問にお答えします。

今回、この22年度で財政調整基金を積み立てますと、22年度末で3億5,340万円相当となるものでございます。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今回の2億3,004万円を入れて3億5,340万円ということで理解させていただきます。

次に、例えば減債基金のほうは、きょう現在で幾らになっておりますでしょうか。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

山添水道課長補佐。

水道課長補佐（山添雅男） ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） この簡易水道につきましては、21年度の3月議会だったと思いますが、今のままの簡易水道運営では、平成28年の統合までに70億円ほどの起債額になるということで、その70億円は一般会計から繰り入れられると思うということを当時に答弁を聞いております。

既に平成22年度の末で56億9,674万9,000円ということで、17ページに出ておりますが、統合前の27年度末でどのくらいの起債額になる予定といたしますか、予測をされておりますでしょうか。

議長（井田義之） 山添水道課長補佐。

水道課長補佐（山添雅男） 質問にお答えしたいと思います。

27年度末で66億7,170万円相当になる予定でございます。

それから、先ほどのご質問でありました簡易水道の減債基金ですが、21年度決算の数字になりますが、2,214万1,115円となる予定でございます。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 起債額は56億円で、27年度というと、まだ4年あるわけですけれども、余り、今までの率から言うと、余り伸びないなというふうに、伸びんほうがいいわけですけれども。

それと、問題は財政調整基金の積み立ては28年度までにどのくらい積立目標を考えておられるのか、あわせて減債基金の目標額も教えていただきたいと思っております。

議長（井田義之） 山添水道課長補佐。

水道課長補佐（山添雅男） ご質問にお答えしたいと思います。

28年度の統合に向けて、8億円弱、約8億円の減債基金の積み立てを計画しております。財政調整基金の積み立てにつきましては、計画というものはございません。

財政のことは、ちょっとまた財政課長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 財政にかかります全体のこともございますので、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

簡易水道につきましては、平成28年度中に統合に向けて動くということでございまして、それに伴う財政計画を立てております。これによりますと、平成28年度の簡易水道の財政調整基金の、いわゆる目標額が約7億8,000万円余りということでございます。先ほど、山添課長補佐がお答えいたしました、8億円弱というのは、この額を指すということでございます。一般会計から繰り出しを行って支援をしていきませんと、なかなかこの数字には到達しないということでございます。

したがって、今回、3月31日付の平成22年度専決補正予算によりまして、2億3,000万円を一般会計から繰り出しを行いまして、それをただいま審議していただいております。簡易水道の平成22年度の専決補正に繰り入れをして、同時に財政調整基金に積み立てをしていくということにいたしております。

それも、先ほど申し上げましたが、約7億8,000万円に向けての措置ということでございまして、その2億3,000万円を積み立てさせていただきますと、約3億5,300万円の財政調整基金になるということでございます。これを平成27年度を目標に、この約7億8,000万円を積み立てられるように、今、一般会計からも繰り出し支援をしていきたいというふうに考えておまして、27年度までの早い時期、23年度、24年度あたりに同様に繰り出しを行いまして、できれば早期に、この積み立て分につきましては、目標額を達成していきたいと、このような、あくまで目標ですけれども、思いを持っているということでございます。

議長（井田義之） 多田議員。

12番（多田正成） 7億8,000万円ほど、28年度までには積み立てていけるだろうということでありまして、これが統合に向けて、水道料なんかにも影響してくるわけですので、ですから、この積み立てを今期も2億3,000万円ほど積み立てるといふ、その調整基金に充てるというふうに目標を立てたり、実際にしてもらっている、このことは大変ありがたいことなんですけれども、本当にこれが統合できないと、やはり上水道の簡水道が一緒になるわけですから、この辺もまた問題になろうという気がしますので、今後の見通しをしっかりと立てていただいて、その調整に当たれるだけの基金を積み立てていただくようにしないとですね。

例えば、21年度の答弁で70億ほどということですから、交付税の裏づけが仮に80%あるとしても、14億円の赤字を抱えたままの統合ということになってしまいますので、大変難しい問題が起きるだろうなというふうに思っていますので、今後の見通しはどのように考えておられますでしょうか。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

山添水道課長補佐。

水道課長補佐（山添雅男） お答えしたいと思います。

とりあえず、現在のところは今の立てております計画に従って、着々と進めることが大事だと思いますし、また統合しましてからは、またその時点での計画を再度立てて進んでいきたいと思っています。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 先のことですけれども、もう4年ほど先に迫っとるわけでした、今、着々と、その準備を進めていただいておりますが、事業そのものは進めていただいてもですね、そういった上水と簡水とが一つになるという問題ですので、その辺はしっかりと、今から目標を立てて、そのときにトラブルないように、スムーズに事が運ぶように、今から計画をして、しっかりと計画をして進めていただきたいなというふうに思います。それにはやっぱり水道事業の運営問題になるんですが、今回はあのもんですので、この後、簡易水道の追加議案になりますので、その運営のほうについては、また事業運営のほうについては、またそのときにお伺いしたいと思います。これで終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第48号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立多数であります。

よって、議案第48号、専決処分の承認を求めることについて（平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第6号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第5 議案第49号、専決処分の承認を求めることについて（平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第49号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立多数であります。

よって、議案第49号、専決処分の承認を求めることについて(平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第5号))は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第6 議案第50号、専決処分の承認を求めることについて(平成22年度与謝野町介護保険別会計補正予算(第4号))を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第50号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立多数であります。

よって、議案第50号、専決処分の承認を求めることについて(平成22年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第4号))は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第7 議案第51号、専決処分の承認を求めることについて(平成22年度与謝野国民健康保険特別会計補正予算(第5号))を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第51号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立多数であります。

よって、議案第51号、専決処分の承認を求めることについて(平成22年度与謝野町国民健康保険介護保険特別会計補正予算(第5号))は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第8 議案第52号、専決処分の承認を求めることについて(平成22年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し、採決を行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第52号を採決します。
本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (井田義之) 起立多数であります。

よって、議案第52号、専決処分承認を求めることについて(平成22年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))は、原案のとおり承認することに決定しました。
次に、日程第9 議案第62号、与謝野町税条例の一部改正についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し、採決を行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第62号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第62号、与謝野町税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10 議案第63号、与謝野町産業振興事業貸付基金条例の制定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありますか。

1 番、野村議員。

1 番 (野村生八) それでは、新しくつくられる与謝野町産業振興事業貸付基金条例について質問します。商工観光課長、よろしくお願いします。

まず、この基金条例そのものが、今までの基金条例とはちょっと違う内容になっていると思います。いわゆる基金だけの運用のための条例というよりも、事業そのものの内容を含めた条例になっていますが、今回、こういう形で提案されたのはどういう趣旨があるのか、それについてお考えをお聞きます。

議 長 (井田義之) 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

今回、このような形で貸付基金という形でとらせていただきましたのは、あくまでも補助金の補助裏を、いわゆる支援していくという形の中で考えましたので、いわゆる事前運用ができる形の中で、原資たることを町のほうで担保しまして、それを貸し付けるという形にしましたので、こういう形で基金条例という形で予算立てをさせていただきまして、その範囲の中で、また補正予算の中には出てくるわけですけれども、その中で運用がしたいという形で、基金を積み立てさせていただいて、枠を組ませていただいたというものでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） これは条例のつくり方の問題なので、いわゆる商工観光課の問題ではないんかもわかりません、総務課なのか、副町長なのか、再度お聞きしますが、例えば、個人に貸し付ける暮らしの資金の基金条例がありますし、同じ商工観光課のほうでも特産品運営基金の条例があります。そちらの基金の条例は、ほかの基金の条例と同じように基金の運用のことだけを書いてありますけれども、だから、暮らしの資金であれば別に事業の運営は要綱がつけられています。特産品も事務扱いの取扱要綱が別につくられています。今回は、この基金条例だけで、この資料がないんですけども、しかも、この基金の条例の中に、どういう対象で、どういうふうに戻していただくかという事業の内容が全部この中に入っておるわけですね。そういう意味では、基金条例は、今後こういう形でつくられるという考え方なのか、この内容に入る以前に、この問題を、先ほど質問しましたので、その考え方について、もしありましたらお伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 私のほうから答弁させていただきます。ご指摘のとおり、この件につきましては総務課と調整をしまして、こういう形の今、ご指摘のとおり、この基金の中に要綱も定めた形にさせていただきました。私どものほうとしましては、従来の基金条例と同じ形で計上させていただくつもりをしておったんですが、こういう形が今後、望ましいだろうという形で、こういう形にさせていただきました。

さらに、この細かい部分として、皆さんのほうには提示をさせていただいておりませんが、要綱をもって、その中で運用処理をしていくというものを準備いたしております。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 以前から指摘していますように、町の条例を見れば、その内容がよくわかる、そういう条例にすべきだということは求めてきたことで、そういう意味では非常に、この条例を見れば、どういう内容の事業かということがわかるという点では非常にいい方向かなというふうに思ってます、今後も、こういう形にされる。今の課長の答弁では、そう聞こえますが、今後も、こういう形で条例を見れば内容がわかるという状況での取り組みをしていただけるのかどうか。

それと、条例の中に、こういう形で書くと、反対に要綱は、その都度、問題が生まれれば現実的に直ちに改善するということはできますが、条例に書いていくと、本会議で条例改正をしないと、一つ一つの変えられないという問題もあります。それらについて今後のお考えをお聞きしておきたいと思っております。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 野村議員のご質問にお答えしたいと思います。議員、おっしゃる意図は重々よくわかります。いわゆる条例で備えましたら、そのことが大体、条例で内容がわかるといったことが記載すべきではないかということでございます。そうした中で、やはり条例に書いたものを変更する場合でも議決事項として、やはり確認をしていくというようなことだというふうに思っております。私どもは条例で作成するに当たりましては必要最小限、やはり議決に必要な事項ということを第一に考えて、それら以外のものについては、やはり事務取扱的なものについては要綱なり、規則なりにゆだねていくということは基本であります。そうした中で、できるだけそういった方向になるような、条例となるような努めをさせていただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） より公開されるということで、非常にいい方向だなというふうに受けとめております。それでは、内容について商工観光課長に質問いたします。この貸付金の事業というのは、有吉議員が何度も取り上げられたおりました、私も、ぜひ実現してほしいということで、求めてきました。産業振興会議の中で論議がされて、合意された中身だというふうな提案説明があったと思います。そこでお聞きをしますが、まず、ここの中に書いてある円滑に事業を進めるという点で大事な内容として、今回は商工業の振興事業費補助金と観光振興事業費補助金、それから、農林業の振興事業費補助金、この三つの事業を対象として始めるということで条例化されているわけですが、これだけに絞ったというのは、なぜなのか、私の感覚でいえば、こういう事業の効果としては、このほかにもまちづくりの取り組みというのは非常に効果が高いというふうに思っているわけですが、それらが入ってないのはなぜかということ、まず、お聞きしたいと思います。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。この条例の設置一条に、その貸し付けるべく事業を大きく三つ挙げさせていただいております。これにつきましては、まちづくりという大きなくくりもあるんですけれども、今回、いろいろと議論してきた中で、地域経済活性化という部分が大きなキーワードとなっておりますので、地域経済団体が取り組むというところで、一つのくくりをさせていただきました。今後の展開につきましては、どういう格好で進めていくかは別といたしまして、あくまでもくくり的には産業振興事業というところでのくくりで、とりあえずスタートしてみようということで、もちろん産業振興会議の中でも基本的には産業というくくりの中で農林水産もあるわけですが、一応、事業対象をさきに当ててきたということで、産業振興の中での、この三つの補助メニューをとりあえず支援していこうという形で今回、こういう形で計上させていただいたということです。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そういうこと、ここから始めるということですが、この地域経済団体などというふうに書いてあるのは、それでは具体的には、どういう内容になるのか、個人は対象にならないということはわかるんですが、例えば、これはNPOは入っていないのかどうか、いわゆる法人は入っていないのかどうか、その辺はどうなってますでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 三つのメニューの中で、とりわけ商工業の関係、農林も含めてなんですけれ

ども、かなり、この制度の中には、個人的に、この補助金を使っていただく制度が最近の形になっておりますけれども、それは自助努力の中で、リスクを負っていただいて融資を受けていただき取り組んでいただくというくくりの中で、団体、それから、グループという線を引きさせていただきました。なかなか融資も受けられない形、任意団体については、できれば法人化にしてほしいわけですが、その間でも支援をしていこうという中で対象とさせていただきました。

NPOも一つのくくり中に入っているんですが、事業内容を精査させていただいて、それが産業振興につながっていくかということについては商工業の中ではなくりとして入れさせていただいております。農林の中にもコンバイン組合だとか、いろいろと細かい部分があるかと思いますが、それは農林課長のほうから細かく、また、説明が必要であればさせていただきわけですが、例えば商店街とか、観光に至りましては、任意のまちづくりにもかかわってくると思いますが、特に観光振興をメインとした任意グループといいますか、具体的にいいますと三河内には「どでっさっさ共和国」もございますし、例えば、ほかにもいいますと、織物でいいますと異色人会21だとか、いろいろと出てくると思いますが、産業振興を基本に考えておられまして、この事業に合致する任意グループという位置づけで、広くということにはなりませんけれども、窓口を広く持ちながら産業振興に期していただければ、従来は地域振興といいますか、まちづくりであるけれども、今度、新たにこういう取り組みがしたいという場合については、あらたな取り組みとして受け入れもしていきたいなというふうに思っています。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） NPO法人でもですね、いわゆる経済活動ですね、産業活動を取り組むNPO法人の事業はもちろんあります。今の答弁だとNPO法人を排除するものではないというような答弁だったと思います。ただ、この三つの補助金がNPO法人を対象にした事業、補助がされるかどうかという点についてはちょっと、私もよくわからないわけですが、その点はいかがでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 事業の貸し付けというくくりになりますと、現在の要綱の中のNPOは残念ながらかからないということでございます。違う部分ではかかってくる部分はあるかと思いますが、今回の、この貸付事業には該当しないということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） NPO法人も地域経済団体という考え方としては対象になるけれども、今回の貸付金の条例の対象には現実的にはならないということですね。それで、この三つの補助金の実績から見て、いわゆる2,000万円の基金ということになっておるわけですが、どれぐらいの実績があったのか、これはいかがですか。

この三つの補助金が、例えば22年度、どれだけの実績があつて、どれぐらい申し込みがあれば融資する必要があるということでの2,000万円という上限になっているのか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 実績は実績として一応、決算等にも資料としてはつかんでおるんですけれども、実績をもとにしたということではなくて、平成23年度の予算ベースにおきまして、商工業なり、それから農林業、それから観光業の、この支援、メニューの事業予算枠がございます。そ

の予算枠を一応、ベースにするんですが、ことし23年の予算ベースが1,500万円のベースになっておりまして、2,000万円、余分も含めて2,000万円の基金をとりあえず積ませていただいて、その運営をしていきたいという形で積算をさせていただいております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） わかりました。1,500万円の予算で2,000万円組まれているということは、現実には、この三つの補助金は多くの申し込みがあれば、この1,500万円の予算がふやされる可能性があるというふうに理解したらいいんですか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えします。原資に、この2,000万円を積ませていただくということになれば、1,500万円は繰り出しておりますけれども、あと500万円枠も必要とあれば、その枠の範囲で運用をさせていただくという考え方でおります。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 産業振興会議においても団体代表や個人も含めて住民の力が生かされるような形で地域経済の振興に取り組みを初めていただきました。今度、さらにこういう形で住民のいろいろな取り組みを援助しながら、その力で地域経済をより活発化していくという意味では、非常に、この条例がつけられるということは力になると思います。私はぜひ、さらに、これを土台に今後、経済を活発にするというのは、やっぱり人ですので、人が活発になるのは、まちづくりの取り組みが旺盛にやられる、経済の取り組みだけではなくてという面もあると思います。すべてのものにはというわけにはいきませんが、少なくとも京都府の地域力再生プロジェクトですね、これについては、この趣旨とも非常に絡んで、非常に効果の大きいものだというふうに思っていて、今後、こういう、せめてこれを対象にするということは京都府の制度ではあっても、与謝野町の住民の力をふやす、あるいは産業を振興するという点では、私は大事だと思うんですが、この点について町長にお聞きしますが、今回は、こういう形でスタートするということですが、今後について、そういう拡大するという点は、必要性があれば、どのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 本来の趣旨は、いろんな事業をしようというときの、そうした補助が出るまでの間の何とか貸し付けをという考え方でございますので、それらのことが活発に進めていただくためには、一つの方法としての、そういう地域力再生という、はっきりとして事業に乗ったというものについて、やはり一定の考え方の枠を広げるといいますか、そうしたものも取り組んでいくというのも一つの方法かと思えます。このような案について、まだ、じっくり今後、検討させていただいて、できるだけ大勢の町民の方が少しでも元気の出るような方法を支えていくと、応援していくという考え方のもとに進めてまいりたいと思えます。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） それでは、議案第63号に対しまして、ちょっと簡単に1,2点、質問をいたします。今回の、与謝野町の産業振興事業貸付条例の、このまず、フロー図ですね、これを見てみまして、ちょっと理解がしにくいので、まことに申しわけない、このフロー図の図面の見方を、ちょっと説明していただけないでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 予算、次に出ています第1号補正予算の関係とも絡んでくるんですけども、条例のところ、これ上げさせていただきましたのは、条例の段階でわかっていただく意味でつけさせていただきました。左にあります産業振興基金、これは今回の基金の財源となるものでございまして、今、1億3,000万円ほど基金が積み立ててあります。それで、その中を崩ささせていただいて、2,000万円を崩ささせていただきまして、今回の貸付基金に積み立てるということです。

それから、今度は貸付基金から条例化させていただいて、要綱によりまして、この2,000万円のうち1,500万円を一応、一般会計に繰り入れまして自由に使えるようにするということです。グループ、団体が申請をされましたら、交付決定額を100%お貸しするということです。事業実績見合いですので、事業が完了したら交付決定の額を事業実績で、100%になるのか、何ぼになるかわかりませんが、補助金を出させていただきます。その補助金を出させていただいた段階で、その補助金を貸し付けの部分として償還をしていただくと。一般会計に入れまして、一応、年度で、また、基金に、元に戻しまして新年度でまた、1,500万円にするのか、2,000万円にするのかは別としまして、その予算枠をもって順次、年次ごとに対応していくというのが、この表でございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） よくわかりました。次に、この設置の目的、また、設置の対象ですね、これいわゆる地域経済団体というくりがしてありまして、先ほど野村議員も、その辺のところを質問をされていたわけですが、現実問題としまして、いわゆるまちづくりとか村おこしとか、そういった団体とですね、今、先ほど課長おっしゃった、たまたまですけど、「どでっさっさ共和国」とおっしゃいましたよね、たしか。じゃあ「どでっさっさ共和国」が地域の経済団体という位置づけですわね、今。課長の例えばというお話ですから、となると、そのような団体は果たして、それが地域の経済団体か、村おこし、まちづくり団体ということになりますと、文化団体か、その辺の境界が非常にわかりにくいところなんです。だから、NPOでも非特定営利法人で経済活動をしているところもありますし、それから、LLP、LLCもございまして、そういう形ですね、果たして、この地域経済団体と本当に言われる団体がですね、また、この制度を利用できる団体が町内にはどれぐらいあるんでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

いわゆるうちのメニューとしましては、農林は別のメニューとしまして、私のほうのメニューとしましては、商工業振興補助金と観光振興事業補助金がございます。観光にくくるとして取り組んでいただいております経済団体とはいえませんが、まちづくりグループなんですけれども、一つの三河内まつりを中心として交流人口をふやしていくという目的をもってポスターの作成とか、そういう事前PRをしていただきます団体として、観光の団体として、例えばということで「どでっさっさ共和国」を出させていただいておりますし、今までもポスター作成については、観光の補助金を出している実績がございますので、そういった意味で観光のサイドからの補助団体ということでございます。

それから、商工業振興補助金の中では、これ既存のグループということではなくて、要綱の使い方がいいですか、販売促進奨励補助金というのがございます。これは企業が、3企業が集まって、その事業を展開すると、例えば、首都圏で物産展に参加をしたいというような団体については、3事業所以上がグループを組んでいかれる場合についても補助をしております。そういう団体は既存にはないですけども、例えば、今度はでき上がろうとしております与謝野町優良産品認定業者会とか、そういうグループが今後、出てくる可能性がございますので、そういう部分で支援をしていくということで、現在のところはご指摘のとおりたくさんの団体、グループがあるということにはなっていないというふうに思いますけれども、今後、そういう中で活用していただけるようなPRとございますか、事業のPRをしていくことによって、さらに、この前倒しで貸し付けをして事業を進めていけるという分については、有効かなというふうに思います。

ご指摘のご質問の、それでは、どれだけのグループがあるかということについては、商工観光サイドとしては、極端にはないというふうに思いますし、今から出てくることを期待しております。農林サイドは、たくさんあるかというふうに思います。以上です。

議長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） 農林のほうは農事団体だっていいわけですから、幾らでもあると思うんですが、基本的に、こういった、いわゆる仏壇をつくっても魂が入らなければせっかくの制度が有効に利用されないと、今回の、この非常にいい制度ではあるんですが、実際に該当団体数は幾らですかと聞いてもですね、そんなに出てこない、ということはせっかくいいものをつくっても、利用してもらえなかったら意味がないわけですね。だから、先ほど野村議員もおっしゃったけど、まちづくりとか、村おこしとか、そういう団体が、だから、今の課長のお話でしたら、事業実績がなくてもいいわけですね。事業実績がなくても、例えば、複数の企業が一つになってもいいと。だから、事業実績がなくてもいいわけですね、新規でも。そういう非常にやわらかい制度でありますから、でき得るならばですね、これ法人をですね、また、個人もですね、やはり入れて、本当に、この地域の経済というものは、やはり日々の生活とか、いわゆるいろんな今のお祭りの話もありましたが、いろんなことが最終的に結びつくわけですから、この地域経済団体のみしか利用できないことになりまして、非常に狭義なことになりまして、せっかくの制度がうまく、多くの方に利用してもらえない。特定の団体のみが利用できることとなりますので、でき得るならば、また、今後、もう一度、二度も十分また、そういった有識者の方々や商工会、また、産業建設委員会の方々とは十分にご議論をされまして、せっかくの制度でありますから、もう少し、また、違う角度から再度、点検してもらえればと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

答弁はよろしいですよ。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

ここで暫時休憩をいたします。

2時50分まで休憩します。

（休憩 午後 2時40分）

（再開 午後 2時50分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、与謝野町産業振興事業貸付基金条例の制定についての質疑を続行いたします。

16番、今田議員。

16番（今田博文） それでは、質問させていただきます。

2,000万円の上限で今回、基金貸付条例ができました。結論から言って2,000万円では少ないのではないかというふうに思っています。私が経験しましたのは、農業の中山間という団体があるんですけども、獣害対策等々で非常にフェンス等に大きなお金を使っております。しかし、補助金というのが入ってくるのが、いわゆる年度末なんですね。ですから、年度の最初から事業をやろうと思うと、非常にそこが使い勝手が悪い。お金がない。ものが買えない。事業ができない。こういう中で非常に資金繰りには苦労したわけですけども、そういったことにも、これは該当する基金条例なんですか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをさせていただきたいというふうに思います。

農林の場合ですと、これはあくまで農林業振興事業補助金という事業が対象になっておることをございまして、町の単独の補助事業、この部分だけが、この事業に乗るということで、町の単独の補助制度、いわゆる国、府の補助事業の補助裏には使えないということです。したがって、小規模な、町が独自で行っておる補助制度について、この事業を使っていただくということで予定をしておることです。

それで農林の場合で、大体想定できます事業内容といいますのは、一応、利用が一番多いのではないかなというふうに思っておりますのは、電気柵の設置事業、それも大規模ではない小規模な部分が、この事業で対象になる部分かなというふうに思っております。したがって、この補助事業の補助裏に使うということにしておりますので、基金の造成額自体は、今田議員がおっしゃるほど必要ないと、あくまで単独事業で想定できる金額ではじき出せば、これぐらいの予算規模になるというふうにご理解をさせていただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 町の補助金が対象になると、これをカバーしていただくということなんですが、実際、小規模の電気柵ということですが、今、そんな事業に取り組んでおられる方は、そうない、実際、ありません。今はもう地域ぐるみ、大規模でエリアを囲む、地域を囲む、今、そういう事業に専念していますよ。そういったときに今、課長からあったように小規模な、しかも加悦町の単費の補助金しか対象にできないと。与謝野町でした。すみません。

いうことでは、あまり利用価値がないのではないかなというふうに思うんですが、実際、今、言われた電気柵、それから、あとはどういう事業が対象になりますか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。大体想定をしております。この事業を使っているということで、多分こういうものに利用があるだろうなというふうに想定しておりますのは、農業用施設の管理事業ということで、農道の維持管理だとか、改修で急遽直さんなんようになったというような、補助事業に乗らないような改修あたりが、このほかに出てくるだろうというふうに思っております。

今田議員が、今、ご指摘のありました電気柵は大規模でという話でございしますが、確かに滝、金屋のほうでも非常に大規模に補助事業等、中山間の資金も使っていただいて、やっていただい

ておるという実態がありますが、まだまだ、小規模でやっておられるところもあります。この補助事業自体が2戸の農家からできるという、有害鳥獣の施策の設置事業というのは2戸の農家からできるということになってますので、非常に幅広い活用ができる事業だというふうに思っております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） それにしても、町の補助金のエリア内ということですから、非常に額は全体の事業費からすると規模は少なくなると、京都府の補助金等々が十分、電気柵にわたるわけですから、非常に、そういった部分では、ないよりもいいのではないかとはい思いますけれども、非常に、このことによって飛躍的に事業が推進するとか、あるいは地域経済に影響があるとかいうことではないというふうに思っています。

そうしますと、農地、水、環境整備という事業があるんですが、それがこととして終わります。しかし、新しいハード事業を中心にした事業というのが、今年度から始まります。それは、いわゆる国、府、町という補助金があるわけですが、そういうことには使えない。あるいは使えても町のみだけということになるんですね。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。この農地、水の事業自体が国、府の補助金が当たっておりますので、その4分の1部分の、町の負担部分について、この事業を使うということは、ちょっとできないということでございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） そうすると、先ほど言われた小規模の電気柵の設置は、京都府の補助金、十分該当すると思うんですが、そこはどうなんですか。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。電気柵の設置事業につきましては、非常に要望が多くございます。それで京都府の補助金に乗る事業もありますし、全く単費でやっていただいております。その補助金の差額、同じだけ、負担割合を同じにするということで60%から70%の補助金を出しておりますが、それは小さい事業については町の独自の補助制度ということで7割なら7割分を補助金として町が単独で出しておるということでございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 大体わかりました。もう少し大規模といいますか、多くの利用ができるのかというふうに思っておりましたけれども、ある意味、少し私自身は期待外れといいますか、思い違いをしておりました。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 次に賛成討論はありませんか。

3番、有吉議員。

3番（有吉 正） 議案第63号、与謝野町産業振興事業貸付基金条例の制定について、私は賛成の立場で討論をいたします。

この条例は提案理由のとおり、各種産業振興事業補助金が交付されるまでの間、その補助金の額の範囲で町が資金を貸し付け、地域経済団体等の円滑な資金調達を支援をするものであります。長引く不況の中、また、このたびの大震災であります。ますます厳しさが増す中でも、私たちはなりわいを求めていかなければなりません。たとえ少しの資金であっても町民の挑戦がふえることを、この条例に期待をしております。貸付対象を町内の経済団体、あるいはグループに限定をされておりますが、赤松議員からもありましたとおり、私も状況を見て、個人、あるいは個人事業主、法人までを対象とすることを視野に入れておかなければならないと思います。

今、農業も六次産業というふうな期待をされております。生産、加工、そして、サービスと、また、国や府も農業関係も法人化を進めております。また、野村議員からもありましたが、京都府の地域力再生プロジェクトも対象にしてもよいのではないかと、このように私は考えております。これもまた、詳しい要綱を産業振興会議で、また、詰めていただきたいなど、このように考えております。補助金を利用することは簡単なようで大変、私は難しいことだと思っております。この貸付制度は、ある意味、画期的なことだと考えております。大いに町民の方が利用され、さまざまな挑戦があり、産業の振興につながり、雇用の場がふえると、こういったことを私は期待し、賛成討論といたします。

議長（井田義之） 次に、反対討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 賛成の意見はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） これにて討論を終結します。

これより議案第63号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第63号、与謝野町産業振興事業貸付基金条例の制定については、原案のとおり決定しました。

次に、日程第11 議案第64号、京都地方税機構規約変更に関する協議についてを議題とします。

本案についても既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、京都地方税機構の条例改正にかかわる専決について、お伺いしたいと思っております。

まず、初めに提案理由の説明文を見ますと、ちょっと非常にフジーな点が、私の理解がきちんとできなくて、非常に大事な点ですので、これについて、もう少しわかりやすく説明を願えた

らと思っています。

専決を取り消します。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 伊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。もう少し説明をということなんで、法人関係で課税の共同化の詳細をもう少し述べさせていただきたいと思います。

まず、共同処理する事務の内容につきましては、構成団体において、本町となりますけれども、こちらにおいては調定決議等の意思決定を行うというふうになっております。それで地方税機構におきましては、申告の受け付け、それから、システムへの入力というふうな業務を実施するというふうになっております。執行体制ということで、機構側の体制でございますけれども、現在の予定では府内の、京都府及び市町村で全体、55人程度の業務量の職員ということで従事しておりますが、これを業務量としましては31人程度に圧縮していくというふうになっております。

それから、事務処理の経費につきましてでございますけれども、現在、京都府及び府内市町村、合わせまして約5億円というふうなことになっております。この部分を職員の削減や、それから、事務処理の外部委託等によりまして約4億円程度に圧縮できる見込みと、試算が示されております。内容につきましては大まか、こういうところでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 私が特に伺いたかったのは、課税事務の共同化という問題です。今回、法人住民税にかかわって、ここの文面は、説明の提案理由の文書を見ますと、ちょっとここが非常にファジーなんです、私の理解は、理解ができないから聞いたんですけども、この文面を見ているとですね、いろんなことができるのではないかと想定もできるし、しかし、そうかといって、そうではないようだ。ただ、問題は一番大事だと思うのはですね、課税事務の共同化という点が非常に大きな問題になってくるのではないかと、今回の場合は、この文書を見ていると、そのことに踏み込んだ、一步踏み込んだ内容になっているのではないかとというのが僕の理解です。そこで、二つ目の質問をお伺いしますが、この課税事務の共同化というのは、平成21年、09年ですね、8月に京都地方税機構の立ち上げの規約では、市町村の課税自主権の関係で、慎重な対応を求める構成団体の首長の、市町村の首長の意見を反映して課税事務の共同化までは書き込むことができなかったと、私は認識しています。

課税の自主権というのは、憲法で定める地方自治体の本旨に従って、各自治体、市町村が、その事務を処理するために必要な財源をみずから調達する市町村に与えられた独自の権能であり、地方自治の不可欠の要素で、地方自治権の根幹をなすものであると考えています。ですから、09年8月、税機構立ち上げの際に、課税の自主権が、おのおのの自治体に残されたことは、というのは理解、そういう理解をしておったわけですが、ところが今回は、そうではなくて、町独自の権限も、それから、京都地方税機構の広域連合に渡してしまうということになったと、一部でしょうが、そういう理解をしてよろしいのでしょうか。どうですか、課長。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 伊藤議員の、ただいまの課税の自主権のことにつきましてお答えしたいと思います。今回の法人課税事務の共同化につきまして、課税事務につきましては、あくまで構成団体、つまり本町にあるということ为前提とするものでありまして、機構では申告書や届け出の受け付

け、それから、法人関係税支援システムへのデータ入力、そういうものでありまして、課税の意思決定を伴わない課税事務を行うというふうなものであります。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、最後に課税事務の共同化は伴わないという言い方をされたんですか。もう一度、確かめます。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） お答えをします。

課税権は、あくまで本町にあるということで、機構のほうでは意思決定を伴わないというふうなことに考えております。

7 番（伊藤幸男） それで、今、僕が言うたことにどういう。

税務課長（植田弘志） 課税の意思決定ですね、本町のほうに。

7 番（伊藤幸男） 課税の共同化自身はないと。

税務課長（植田弘志） 課税の共同事務を行うというふうに考えております。共同化の意味。共同化の意味は、今回の共同化につきましては、事務処理を行って申告書の受け付けとかデータ入力とか、そういうふうな事務処理を行っていくというものでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） そこが微妙な使い分けをされると非常に困るもんですね、今、言っているのは決定権は市町村にあるけども、しかし、事務は共同化でやると、こういうことですよ。それはちょっと置いておいて、後でまたお尋ねします。

次の質問は、税機構では55人の体制で31人の体制を目指してやろうということですね、今、課長のほうから詳細な説明をしてもらったんですけども、その後はですね、これまた、横文字でわからないんですけども、アウトソーサーというもので書かれておって、よくわかんない、僕はね、どうも、外部委託ということみたいなんですが、そういうふうになるわけですね。そうすると、これはどういうことになるのか。いうたら、一般の企業なんかに委託するということですか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問の外部委託ということで、今回、データ入力等の部分につきましては、民間のほうに一部外部委託されるというふうに伺っております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 民間に委託するという話なんですけど、そこで次の質問ですが、個人情報保護や委託先の指揮命令ですね、命令の指示だとかいう点で、現在の法律に遵守がきちんとできるのかどうかという点はいかがですか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご指摘のアウトソーシングの関係につきましてなんですけれども、情報の不正入手やほかへの漏洩等ということも十分考えなければいけないわけでございまして、管理を的確に行う必要があるというふうに考えております。このような点を踏まえまして機構事務局におきましては、適正に処理されるものと考えております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 難しいね。もう1点はね、今、言った個人情報の保護の問題は答弁してもらった。

もう一つはね、委託先への、いわゆる民間会社なり、そこへの指示や仕事の依頼とかいうことがありますよね。この辺の関係はきちんとできますか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 機構が民間業者と委託契約されることになるかというふうに考えております。そのときに契約のほうで受託者の責務を明確にされるというふうに考えております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） その関係ではね、今の関係では一番不安になるのは職員と委託労働者が混在して業務にかかるわけですよね。そうなりますね。その場合に、最近も大問題になった偽装請負なんです。偽装請負の疑いがね、出てくるのではないかということを行っているんです。これは宿題で、ぜひ、今、課長に答弁を求めても無理だろうと思うけど、その点は広域連合とも調整をしながら、そういうことにならないようにしていただきたいと思っています。

次の質問に移ります。税の滞納整理について伺いたいと思っています。1点目は、まず、滞納者本人の財産調査については、国税徴収法の141条では、本人同意納得が必要となっていますが、この理解でよろしいのでしょうか。どう思われますか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 国税徴収法の141条のご質問ということで、お答えさせていただきたいと思っております。国税徴収法の第141条、自治体は滞納者の財産等に関する質問検査ができるというふうなことになっておる部分だというふうに認識しておりますが、これにつきましては督促等、通知さえしておれば、本人の同意がなくても必要な調査等ができるというふうに考えております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私、ここにね、平成13年6月1日の、いわゆる国税庁の徴収課長の通知文書を持っています。これによりますと、財産調査の留意事項という項目の中でね、質問及び検査は滞納処分のための滞納者の財産を調査する必要があるとき、その必要に認められる範囲内において行うことができるものであり、強制力を伴わない任意調査であることから、相手方の理解と協力を得て行う必要がある。金融機関、取引先の調査に当たっては、それが滞納者の営業活動等に影響を及ぼす場合もあることから滞納者の納付の意思、営業の状況などを勘案した上で実施するとともに、その実施に当たっては納税者の秘密の保持についても配慮すると、こういうふうになっています。次にいきますが、同じ質問を前の京都の地方税機構の連合議会で議員が尋ねると、連合長の京都府知事は、相談しながらやっていること自体、本人の意思を尊重していることになる。こういう解釈なんです。必ずしも本人承諾は必要ないと、こういう答弁もしています。

ちょっと私、考えられないような答弁なんですけど、大きな問題だと思えます。しかもわざわざ、この通達、今、言っていた通知ですね、通知の内容を説明しているのに、知事はこう言っています。税務調査は本人納得しなければできないなんてもんじゃない。税務調査の基本だと、誇らしげに答弁しています。そこで、まさにこれは国の税務行政の方針さえ無視した異常な答弁と、私は言わざるを得ないと思っています。

こんな運営を税機構がしているんかいなと思うとぞっとします。ともかくこの、いわゆる最も権威のある。少なくとも知事のクラスでなくて、国の町税課長が言うているわけですから、指示しなさいということ、これ実質的な指示文書ですけれども、これに逆らうようなことでなくて、

従いもせずにするというようなやり方を、全く納得できないという点です。時間がありませんから、次の質問に移りますけども、こういうことがですね、町長は、この現場におられたんではないかと思うんですが、こんなことが起こらないというふうに町長自身も、当然、今までの答弁、設立の、この議会でも言ったのは、そういうことはあり得ないと、丁寧にちゃんとやるという、大まかに言ってそういう答弁をされてきたと思うんですね。町長の見解を聞いておきたいと思えます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私自身、その場におらなだったので、ちょっとわかりかねますが、答弁しておりますように、町としてできる範囲、それにつきましては丁寧にさせていただきたいというふうに思っておりますし、いろいろな形で最終的には公権を始動するということになろうかと思えますけれども、それらにつきましても十分、協議の上で議会もございますので、議会の中で論ぜられるべき問題ではないかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 時間がありませんから、第1ラウンドは、もう終わりますが、もう1点だけ質問しておきます。この二つ目のテーマなんですね、滞納処分の、差し押さえについてです。差し押さえについては事前予告が必要だというふうに私は思いますが、課長は、どのようにお考えですか。

議 長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 差し押さえにつきましてのご質問だというふうに思っておりますけれども、納期までに払っていただけない方につきましては、まず、督促のほうをさせていただきまして、その後、それでも払っていただけないということになりますと、催告をさせていただくというふうに、払ってくださいという、なお払ってくださいと。その後、それでも払っていただけない場合には差し押さえの予告というふうなことになるかというふうに思っております。最終的には差し押さえということで、そういうふうな事務処理を踏んでいきまして、最終的には差し押さえというふうに考えております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この点で、先ほどの地方税機構の議会でも知事は、こう述べているんです。事前予告しない場合もあると言っているんですよ。差し押さえですよ、こういう答弁をしている。実施するもの、文中の実施するものとするという、今、通知の、その中身を説明しているのに予告するかどうかは裁量権の問題だということを言っているんですよ、知事は。ここも勝手な解釈というかね、踏み外してますよね。だからね。

議 長（井田義之） 伊藤議員、質問をしてください。時間、終わりました。

7 番（伊藤幸男） そういうことなので、この点について次の第2ラウンドに任せるようにします。また、やります。ありがとうございました。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） 私も、この点について質問いたします。先ほど答弁のありました2点についてのみ質問します。1点はですね、外部委託をされるというのは、私、初めて知ったんですが、なぜ

外部委託をしなければならないんですか。

議 長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 先ほど、全体の経費の話をさせていただいたと思うんですけども、現状5億円程度はかかっているというのを、全体的に4億円程度ということで1億円程度圧縮ができるというふうになっております。その中で簡易な事務といいたいでしょうか。データ入力なんかを外部委託にさせてもらったほうが経費が安くなるというふうなことで委託されるというふうに認識しております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 町長に質問します。こういう事務というのは、伊藤議員も指摘されましたが、大変大事な事務で、基本的な事務です。この事務が経費が安くなるから外部委託する。こんなことがあっていいのでしょうか。前に和田議員が指摘した庁舎の夜の管理ですね。これについても免許が要するのに、免許がない形でやるというのが、いわゆる経費が安くなるということが基本だったと思うんですが、この間の、いろんな事件を見ても、経費を安くするために安全が犠牲になってきた出来事がいっぱいあるわけですね。経費を安くするために市町村が税機構にお願いをすると、税機構は経費を安くするために外部委託すると、こんな形で自治体の行政が切り売りされていくと、しかも一番基本の部下や、それにかかわる事務が切り売りされるということがあっていいのでしょうか。そもそも、そういうことなら5億円が4億円になると言われましたが、与謝野町自身が外部委託すれば、この今、5億円かかっているのが、もっと安くなるわけで、事業効果はそんなにないという意味ですね。そもそも考え方がいかがですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 一つお答えしたいのは、今回の外部委託という点について、具体的にどうの中身であるのか、きっちりと把握をしてないところがございます。しかし、一つは納付を促すような、そうした事務を行う、単純作業を行うというような中身であるというふうに理解をしております。ですから、経費を削減するためという、そうした大体、考え方も、もとははあろうかと思えますけれども、その中身についての業務については、単純な作業を行う、そうしたことについて外部委託をするというふうなことだというふうに理解をしております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 先ほどの答弁を聞いていましたら、今回の、この規約の変更にかかわって行われる事務が外部委託されるということですよ。ですから、こういう大事な事務が外部に委託される。自治体が、ここに委託して、ここがまた、外部に委託する。こういう形で切り売りされていくというのは、私は非常に問題があるというふうに思います。もう1点は、調査に関して本人同意なしにできるというふうに、先ほど答弁されましたが、国税調査を本人同意なしに強制調査ができるのは、どこですか、税務課長。

議 長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 今のご質問は、調査できる機関の話でしょうか。

1 番（野村生八） 国税調査で強制調査ができるのは、どこですか。

税務課長（植田弘志） 国税局というふうに認識しておりますが。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 宮津税務署ではできないんですね。立ち上げなければ。住民税で、この税機構が本人同意なしの強制調査ができると、こんなことがあるとは、とても思えないんですけども、国税の強制捜査は、いわれたように、この辺だと大阪にある大阪の国税局の査察部ですね。そこ以外にはできません。先ほどは本人同意なしに調査ができると、つまり強制調査のことですね。強制調査以外に本人同意なしの調査というのがあるのなら、私はちょっと認識できないんですが、また、別かもしれませんが、本当にそういうことができるんですか、この機構は。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 法人課税のほうの、町民税の法人の分の調査ということだというふうなご質問だと思います。町長のほうが調査をするということになるんですけども、法人があるなしとか、そういうような、調べるというふうなことを、機構のほうでするというふうに認識しております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今の答弁を聞いていますと、多分、伊藤議員が聞かれた内容と答えられた内容はかなり違うと思います。先ほど、紹介された、知事が答弁された内容は、今、課長が答弁された範囲の問題ではなくて、強制調査ができるという趣旨の、ほかの問題も含めて言っておられますので、だと思います。

非常に、この税の問題というのは、非常にシビアですね、しかも大事だからこそ指摘されたように、法律で厳しい規制がある中で業務になっています。十分そのことを精査してやらないと、これは大きな問題、人権問題になってくるというふうに理解をしています。指摘があったように、当初は税機構で賦課もできると、安易に提案がされましたが、賦課は法律違反という指摘で賦課ができないという中で、今回事務だけという形で提案されている。そこを見てもよくわかるように、あまりにも安易に進められているのではないかなというふうに危惧をしています。十分法律に基づいた事業、税の徴収等々の形にならなければ、少なくとも大問題になります。私はこれで質問を終わるので、あれですが、賦課を事務であろうと、市町村が外部に委託するということは基本的に、私もあってはならないというふうに思っています。以上で終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） それでは京都地方税機構の規約の一部を改正する規約につきまして、2、3質問をしたいと思っておりますが、22年度で税務課長、この京都地方税機構ですね、本町にかかわる分の実績というのは、どういう数字になっておりますか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 京都地方税機構における本町の実績ということでお答えさせていただきたいと思います。機構に移管しております金額が5億4,500万円余りということで委託しております。その徴収実績のほうでございますけれども1億4,869万円余りということで、全体の徴収率といいますと、27.2%というふうになっております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） 全体のことがわからないんですが、この市町村によりまして、相当、この徴収実績の開きがあると、こういうふうに報じられておる新聞を見ましたが、そういうことはあるんでしょうか、市町村によりまして。非常に徴収実績が上がっているところと、低いところと。そう

いうことはありますか。

議 長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 府内の京都市を除きます全団体が入っておられますけれども、本町は、先ほど言いましたように27.2%ということでご紹介させていただきました。一番高いところで46.9%というところがありまして、低いところに行きますと25.9%というようなところもありますので、開きはあるというふうに認識しております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 課長、先ほど来から質問がございました。いわゆる法人関係の課税事務を地方税機構で、今度の規約ではやると、こういうことになるわけですが、ある市が報じられておる、出しておられるものを読みますと、来年度から個人の市民税、市町村民税についてもですね、大体、そういう流れになると、こういうふうに報じている市の広報を見たことがありますけれども、現状は、そういうお話になるのでしょうか。

議 長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 勢旗議員のご質問、今後の進め方というようなことかというふうに思っております。現在、法人税のほう、24年4月からということで今、お願いしておるわけでございますけれども、この後、個人住民税、また、固定資産税、軽自動車税というふうなことで、機構のほうでは順次、標準化しやすい部分から進めていきたいというふうに聞いております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 課長、そういう意味で、この先ほどの議論にも、やはりきちんと答えてもらおうと、このことが必要だと、最後になると、どんどんどんどん非常に難しいことになります。ちょっとそこでお尋ねしますのは、せんだっての議案の中で、課長、今度、固定資産評価員になられましたね。今、課長、この税務の関係で身分として与えられておるものは何種類ありますか。

議 長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 税務課の職員としましての、身分の関係のご質問だと思います。現在、税務課職員、私につきましては、4件の職員命令をもらっております。

1 5 番（勢旗 毅） 内訳を教えてください。

税務課長（植田弘志） 内訳につきましては、固定資産評価員、それから、町税職員、町税犯則事件調査職員、それと徴収職員、以上でございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） と課長ということは、現在の地方税機構の職員にも固定資産を除いてほぼ、これに準ずる身分といいますか、税務の関係、市町村の税務職員とかわらん権限が与えられておると、こういうふうに理解したらよろしいか。

議 長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 機構の職員の身分ということなんでございますけれども、ちょっと今、私、承知しておりませんので、調べさせていただきたいと思います。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これから共同化をどんどん進めていくということになりますと、いずれも、先ほど来から質疑がありましたように、非常に個人の部分に踏み込むということになるわけですし、

その点で、やはり市町村の税務課の職員が、まず、きちんと、そのことを理解をしておいてもらうということが、私は非常に重要になってくるなと思っておりますので、ぜひ、このことは法人化、今までの話を聞いておりますと、やっぱり法人化の課税を向こうにゆだねるということはどんどん形骸化していくと、こういうふうに読めるわけでして、ぜひとも、機構の中でしっかりとした議論をしておいてほしいなど、このように思っております。

最後にでね、もう1点、質問をしたいんですが、この市町村の負担金につきましてですね、機構の議会の若干の資料を見ますと、いわゆる、このとおりきちんと取られていないところがあると、こういうふうにとめておったんですが、いわゆる、書いてありますね。その市町村の段階によります、ここにもあるわけですが、人口割額とか徴収実績とか、いろいろあるんですが、これに当てはめ、必ずしも当てはまってない市町村があるというふうに聞いておるんですが、そういうことはございませんか。この負担金を取るときの基礎ですね。これにかかわらず、若干内部的な部分で、そういう考え方がわたってきておるといいますか、そういうことは聞かれたことはございませんか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 今のご質問、構成団体が負担する負担金ということで、今回も規約の中で変更分が入っておりますけれども、全団体が、これで同じようにやっていただいておりますというふうに認識しております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） はい、終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、2回目の質問で申しわけありません。その続きになります。まず、ちょっと答弁を、前半の答弁を聞いて、課長にお伺いします。課内では、この共同化問題について、どういう状況かということは、全体は大体合意、認識共有されているのでしょうか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 機構の共同化についての合意ということでございますけれども、合意できておるというふうに考えております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） なかなか難しい質問ですからね、合意ができるというのは非常に難しいんですけど、このことを理解することですからね。やっていること。だから知らせるということではなくて、合意することというのは、そういうことなんです。その点をぜひ、足りないところは後で補強してください。

質問に入ります。徴収猶予や執行停止で、その処分基準の問題について伺いたいと思っております。与謝野町では、これ僕の想像なんで、生活保護基準の大体1.2倍だろうというふうに思っているんですが、課長、どうなっていますか。処分基準です。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 今のご質問は執行停止をする場合の基準ということでよろしいですね。与謝野町としましては、現在、京都地方税機構の丹後事務所のほうでやっております、22年度からなっ

ておりまして、今までの町の基準というものは、ちょっと私の記憶の中では基準というのは持つてなかったんじゃないかというふうに思っておりますけれども。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 少なくとも旧町からの引き継ぎやね、基準があると思うんですよね。だから、あったと思いますよ。また、言いますけども、府税の場合も、京都府の場合も、大体1.2です。それが実はですね、次の質問になるんですが、今度の場合、1.2どころか、もっと下げて生活保護基準にするということを今、連合長の知事は言っているんです。ここがちょっとおかしくないですか。いかが思いますか。生活保護基準ですよ。100分の100です。課長は、どう思います。

議 長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 滞納処分の基準を京都府のほうが、今、生活保護基準のということで、これを下げるといことなんでございますけれども、あくまで基準ということで、個々の滞納者の方の家族とか、家族の収入状況とか、資産の状況とか、それぞれ見ながら対応させていただくべきではないかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この点は、いろんなことが出てまして、地方税法の15条でも、それに接近する指摘をしています。ぜひ、そういうことが今、府の連合では、京都府では1.2レベルなのに、1.2倍ですよ。しかし、連合では、機構ですね、税機構では1.0だということが今、答弁でされています。次に差し押さえ通告、催促通知の要旨についてお伺いしたいと思っています。私は非常に、この間、今、町長自身も今回の議会でも一般質問の答弁でも出ましたが、大変な事態に今の業者や住民が置かれているということをおっしゃっていました。そういう点で、そういう中で今、社会が、そういう現象になっているんですが、そういうもつて私は最低限度の納税者の権利は明確に記述しておくべきだと、催告通知書や差し押さえの通告等々については、どうしたらいいかと、どういう権利があるかということには知らせるべきだと思っておりますが、いかがですか。今できるか、できんかじゃなくて、課長としては、どう思いますか、こういうことは。

議 長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 滞納者の方の権利を知らせるべきというふうなご質問だと思います。その点も、そうだというふうにも感じておりますけれども、もともと滞納をされて、なければ納税の義務を負っていただいて納税してもらっていらっしゃいましたら、その、先ほど申しましたように督促とか、催告とかいうようなことで、滞納のほうの処理にならないというふうに思っておりますので、滞納者の方の権利は、そのとおりだと思いますけれども、滞納していただかない、納税意識を高く持っていただきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 課長の答弁も、必ずしも私、納得できる姿勢でないと思っています。やっぱり住民の方々は、納税するのは一生懸命やっているんですよ。それが当然なんという姿勢を持ったら大変なことですよ。今、暮らしは大変なんですから、その点を指摘しておくことと。もう1点は、この点で、連合では知事は、こういうふうにご答弁しています、この点は。そんなことは書かない。書かないですよ。それだけ。考えられないと思いますね。だから、府民がまた、業者

や暮らしている府民の方々が、どういう苦勞をしているかということが、私は実感としてわかってないのではないかと思いますね。

次の質問、今、人数の問題で、機構の人数の問題で、55人体制というふうに聞いています。現在、何件の滞納整理を抱えているのか、総数で結構ですから、課長、教えていただけたらと思っています。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問のほうで、機構のほうでの滞納の件数と、1人当たりということかなというふうに思っておりますけれども、今、伊藤議員おっしゃいました55人と、3月末現在、機構全体としましては10万1,000人の滞納者ということで、機構の職員としましては210人の機構職員がおりますので、1人当たりになりましたら480人程度ということになるかと思っております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、答弁では480人、1人当たりということですが、2人が病気で、今、休んでおられると聞いています。かなりストレスがあったんでしょう。ちょっとすぐに回復できるような病気でなくて、2人が休んでいるというふうに聞いています。膨大な作業になりますので、職員の健康に非常に重大な影響が出ているんだろうというふうに思います。問題は、今、言ったように対応には、滞納整理をしていく上でね、大事なのは、やっぱり出会う、説得していく、難しいんです、時間がかかるんです。丁寧な対応を求められているんです。ですから480件といたら膨大な数ですね。

次に、質問に移ります。この町との比較でお伺いします。国保については、滞納入金処理は本町の場合、現年度分に入れるのか、旧年度分に入れるのか、お伺いしたいと思います。福祉課長に聞けばわかるのかな。保健課長かな。滞納は現年度か当年度、新年度、本年度になるのか、滞納分を回収したときに。滞納ですよ、国保税の滞納はどういう入れ方をするかという。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 過年度分として滞納繰越分を徴収した場合には、滞納分としての収納となります。優先順位としては、特に、古い順番からいただくということで、過年度のほうから、古い年度の分からいただくということでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この点でも、今、古い順から入れるという原則にしていますが。税機構では現年度分優先になっています。だから、町の意向とは違うんです。

次の質問、法人住民税の事務の共同化はじめですね、2月の首長合意にも、また、今回の改正にもない全税目の共同化が可能なシステムが今、構築されておるように聞いています。既に今年度から始まっていると聞いていますが、課長、知ってますか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 現在、機構のほうで作業部会を行っているというふうに聞いております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私ね、ちょっとおかしいと思うんですよ。時間がないので、曇みかけますが、本来は首長ですね、首長合意や、それから、もう一つは、この改正を経てから、そういうことがで

きるんでしょう。そういうことは、今、言っているのはね。今、共同化でも限定された事務にするとかいうことを限定していたわけでしょう。それを今、僕が言っているのは、いろんなことが全面的な共同化ができるシステムになっているということを言っているんです。その準備が、既に済んでいるというんですよ。それっておかしくないですか。町長、おかしくないですか。ここでみんなの合意を得てからの話ではないんですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私の認識不足かわかりませんが、そこまで、私は認識しておりません。私は、そこまで認識しておりません。ただ、今後については、やはり徴収業務については、広げていくような形で取り組むということは、ある程度、確認ができていると思いますが、そのすべての業務ということについては、認識はしておりません。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） そういうことも起きているということを、まず、明らかにしておきたいと思っています。あといろんなことがあります、時間もありませんので、次に、町の課税権について、事実上、私は今の論議を見たらわかるんですが、どんどんどんどんエスカレートしていっていると。システムだけは、どんどん進むと、後から決まったやつがついていくと、市町村は、これってちょっとおかしくないかと、私、事実上の町の独自の課税権が棚上げされてしまうということになるのではないかという疑問があります。これは、このぐらいにしておきます。

次に質問、申告センターというのをつくる計画ですね、課長、そうですね。これについては、どういう体制なのか、お伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 今回の法人税の課税業務の共同化につきましては、申告センター、今、伊藤議員がおっしゃいます部分、仮称ですけれども、これと法人税課、これも仮称です。これが執行体制ということで入っております。ただ、申告センター（仮称）などの詳細につきましては、現時点ではまだ、決定されていないというふうに認識しております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 申告センターの補助業務として今、答弁にもありましたが、民間委託になじまない税の業務を、なぜ民間委託になるのかというのが問題になってきます。これは皆さんは信頼してます、信頼してますと言うけれども、そうした必ずいうほど、全部が全部なっていないのですが、委託先からいろんな事件が起きていますよね。情報漏れ、こんなことをしてええんだろうかと、それから、今、言っている偽装請負の問題もあります。最後に質問しておきます。地方税機構の段階で、町長にお伺いします。町長も府民に説明することが今の段階ではできていません。今回の改正もできていません。全く、前回のやつが徹底しているかというたら、何か府のほうでもやるらしいというような理解です。私は、この点でも町長の今、発揮する任務といたしますか、は非常に大事だと思っています。どんどんどんどんエスカレートしていると、僕から見ている、これについて、どう町長としてはこういう山積する課題、いろんな問題があるのに、どう対処するつもりなのか、また、住民にどう説明するのかと、この点はいかがですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私自身、非常に不勉強なところがありますので、もう少しきっちりとした、中身

についてきちっと確認がしたいというふうに思いますことと。それから、やはり議会もごさいますから、そうした議会での中身のものにつきましても、情報として結果、出てきているのかもわかりませんが、そうしたことも含めて、もう少し中身を勉強させていただきたいと思います。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひ、住民にもわかるような、納得できるような進め方を、ぜひしてほしいと、今、計画では次々と予定が、来年度は、こういうことをやる、再来年はこうやるということを、ずっと今、機構ではやっています。それでは、住民不在になりますから、その点でも、ぜひ、この中間の、今、町村については、住民への徹底も含めて合意形成をしながら進めていただけるように、法に基づく原則的な対応をしていただきますよう、お願いして質問を終わります。

議 長（井田義之） ここで暫時休憩をいたします。

4時15分まで休憩いたします。

（休憩 午後 4時03分）

（再開 午後 4時15分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、京都地方税機構規約変更についての質疑を続行いたします。

まず、最初に先ほどの勢旗議員の質問に対する答弁漏れがありましたので、その分を植田税務課長のほうから答弁をいたします。

植田税務課長。

税務課長（植田弘志） すみません。貴重な時間をいただきまして、先ほど勢旗議員のほうからご質問がありました京都地方税機構の身分の関係でございます。機構のほうから1種類、身分証が発行されておりまして、徴税吏員証というものが発行されております。

議 長（井田義之） 勢旗議員、わかりましたか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これより議案第64号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立多数であります。

よって、議案第64号 京都地方税機構規約変更に関する協議については、原案のとおり可決することに決定しました。

次の議題に入りますまでに、先ほどの議案第63号の産業振興事業貸付基金条例の議案について、永島農林課長より答弁の変更の申し出でありますので、これを許します。

永島農林課長。

農林課長（永島洋視） すみません。貴重な時間をいただきまして、先ほど、今田議員のご質問の中で補助裏は一切あかんという、そういう答弁をさせていただいたというふうに思っておりますが、農林漁業振興事業費補助金の中の有害鳥獣防除施設設置事業補助金、いわゆる電気柵の補助金につ

いてのみは、京都府の未来づくり交付金なり、京都府の補助金も含まれて、この事業で補助金交付をしておるといこととでございますので、この事業についてだけは、補助対象の補助裏にも当たるといこととご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 次に、日程第12 議案第66号、与謝野町大豆・米乾燥調整施設の指定管理者の指定期間の変更についてと、日程第13 議案第67号、与謝野町大豆・米乾燥調整施設の指定管理者の指定についてを一括議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。これより討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第66号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第66号 与謝野町大豆・米乾燥調整施設の指定管理者の指定期間の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、議案第67号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第67号 与謝野町大豆・米乾燥調整施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14 議案第68号、統合簡水加悦上水道送配水管布設（1工区）工事請負契約の締結についてと、日程第15 議案第69号、統合簡水加悦上水道送配水管布設（2工区）工事請負契約の締結についてを一括議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

議 長（井田義之） 7番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、二つ一遍ではないんやね。おのおのだったね。

議 長（井田義之） 68号と69号でございます。

7 番（伊藤幸男） それでは、68号、69号について質問をします。

1点だけお伺いしたいんですが、財源内訳の中で、補助金等の関係で、もう少し、これどういいう整合性というか、算定根拠になっているのか、お伺いしたいと思っています。

議 長（井田義之） 山添水道課長補佐。

水道課長補佐（山添雅男） 質問にお答えしたいと思います。

統合簡水加悦上水道の整備事業につきましては、国庫補助金事業として実施しておるんですが、

工事の内容により補助対象となるものと、ならないものがございます。なるものといえますのは、竣工後、40年以上経過した構築物、それと設置後、10年を経過した機械及び装置、また、布設後20年以上経過した管路などを廃止して新設するものが対象となるものでございまして、今回の送配水管につきましては、既存の配水管の布設がえというのではなくて、新設工事となりますので、補助金の対象とはならないものでございます。

ただし、ちなみに管路につきましても、統合整備として旧簡易水道ですね、違う簡易水道同士をつなぐ連絡管として新設するような配管などは補助対象となるものでございます。以上です。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 討論なしと認め、これより議案第68号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第68号 統合簡水加悦上水道送配水管布設（1工区）工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、議案第69号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第69号 統合簡水加悦上水道送配水管布設（2工区）工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第16 議案第70号、統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設（浄水設備その2）工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっております。直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第70号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第70号 統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設（浄水設備その2）工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第17 議案第71号、三河内簡易水道三河内配水施設新設工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第71号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第71号、三河内簡易水道三河内配水施設新設工事請負契約の締結については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

皆さんにお諮りいたします。

本日は、この程度にとどめたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認めます。

次に、本日、議案第78号から議案第79号が追加提案されました。

以上、2件を上程します。

追加日程第1 議案第78号、平成23年度与謝野町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第78号、平成23年度与謝野町一般会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は3,200万円を追加し、総額を112億2,073万1,000円といたすものでございます。内容は主に5月29日から30日にかけての台風2号により発生しました災害復旧等に応急的に必要な予算を中心に追加させていただいたものでございます。なお、災害復旧工事につきましては、9月補正予算において追加計上させていただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、歳出についてご説明申し上げます。12、13ページをお開きください。

第9款消防費、第1項消防費、第5目災害対策費では、職員人件費で時間外勤務手当等を総額で225万円追加いたしております。先日の台風2号における災害対策本部設置に伴うものでございます。豪雨災害対策事業では、第11節需用費で修繕料を2,151万5,000円追加いたしております。これは農業用施設、林道、町道、河川、水路、学校施設等でのり面崩壊などが発生し、災害の応急修繕が必要となつたことに伴い追加いたすものでございます。第13節委託料は、農林業施設の災害復旧事業について、建設コンサルタントに測量設計を委託することとし、

120万円追加いたしております。また、土砂流出等に伴うしゅんせつ等の委託料として災害応急作業委託料を550万円追加いたしております。東日本大震災支援事業では、派遣職員の時間外勤務手当を26万8,000円追加いたしております。

第10款教育費、第3項中学校費は中学校施設整備事業を11万4,000円追加いたしております。加悦中学校の基本設計業務について、与謝野町立加悦中学校改築事業基本設計業務プロポーザル審査委員会において、プロポーザル方式により選定することとしておりまして、同審査委員会委員の謝礼並びに費用弁償を追加いたすものでございます。第5項社会教育費、第2目公民館費では地区公民館整備事業で委託料を40万円追加いたしております。これは後野地区公民館の用地取得に伴い登記業務が発生いたしますが、その前に境界確定業務が必要になったものでございます。第7目教育文化施設管理費では、江山文庫管理運営事業を14万2,000円追加いたしております。江山文庫の玄関自動ドアの感知センサーが故障しており、国民文化祭もあることから早急に修繕いたすものでございます。

次の2ページの第14款予備費は61万1,000円追加し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

次に、歳入について、ご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。

第18款繰越金は、前年度繰越金を3,200万円追加いたしております。現在、平成22年度出納整理期間が終了し、決算作業に入っております。おおむね決算見込み、収支が確定しておりまして、23年度への繰越金の見込みから、今回の歳出経費の財源として追加いたすものでございます。以上が平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

私のほうから少し補足的に、ちょっとお願いをしておきます。農林課の災害についての資料が皆さんのお手元に配られております。産業建設常任委員会のために配られた資料が、同じような資料が全員の議員のところへ行ってるんじゃないかなと思いますけれども、古い資料については廃棄をしておいてください。きょう配られたのが正しい資料だということに理解をお願いいたします。

次に、追加日程第2 議案第79号、与謝野町財産区管理委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第79号、与謝野町財産区管理委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、6月1日に議案第54号において、与謝野町財産区管理委員の選任について、専決処分の承認を求め、同日付でご承認をいただきましたところでございますが、そのうち石川財産区の委員のうち河邊恵二氏が一身上の都合により辞意を表明されたところでございます。このことから石川財産区において、新たな委員の人選していただき、このたび河邊優氏を推薦されたものでございまして、河邊恵二氏の後任として新たに選任させていただき、本日、議会の同意を求めるものでございます。

なお、河邊優氏におかれましては、本年7月1日からの任期となっております。河邊優氏は人

格高潔で、最適任者と認めるものでございますので、よろしくご審議いただき、何とぞご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第79号を採決します。
本案について、原案のとおり同意することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第79号、与謝野町財産区管理委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。本日は、これにて延会することに決定しました。

この続きは、明日、6月15日午前9時30分から開議しますのでご参集ください。

この後、委員会を開催される皆さんには大変ご苦労さんでございますけれども、よろしく願いいたします。

お疲れさんでした。

（延会 午後 4時37分）